

(3) 社会的条件の整理

本市のみどりに関する上位・関連計画、現行計画、現況及び将来見通し、社会的動向等の社会的条件を整理します。

1) みどりに関する計画

都市計画マスタープラン等の上位・関連計画について、以下に位置づけと計画ごとの概要を整理します。

なお、本項に記載する上位・関連計画は本計画策定時点のものであるため、当該計画が改定等により見直しを行う場合には、適宜、計画内容との整合を図ります。

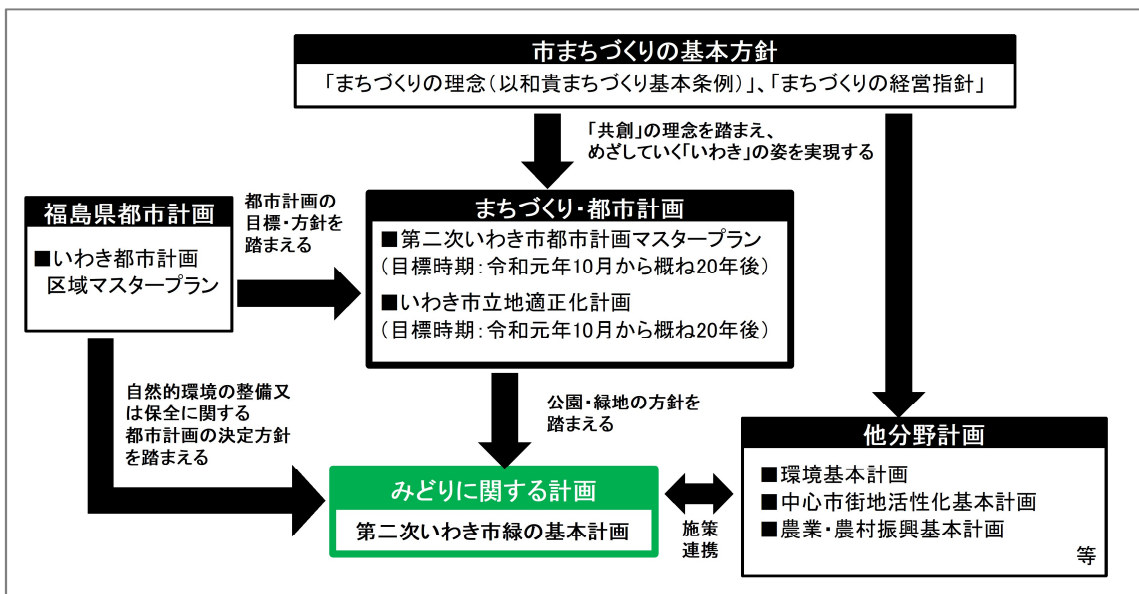


図 2-1-16 みどりに関する関連計画（抜粋）と緑の基本計画の位置づけ

名 称	いわき都市計画区域マスタープラン
位置づけ	上位計画
策定主体	福島県
策定年月	令和元年 9 月
計画期間	平成 27 年度から概ね 20 年後
計画概要	都市計画区域マスタープランは、都市計画法第六条の二に規定される「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」として、長期的な視点に立った都市づくりを進めるための指針である。
理念 基本方針等	基本理念 海・山・川と共生し、安心・ゆとり・潤いのある 個性豊かな交流都市づくり
緑の基本 計画に かかわる 記述	自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針 【主要な公園緑地の配置方針】 ①環境保全システムの配置方針 環境保全システムとして配置する緑地は、都市の骨格を形成し、良好で自然的歴史的な環境を支え、都市の生活環境の向上に資する緑地であり、この適正な配置により良好な居住環境を創出するものとする。 平、内郷、常磐、小名浜、いわきニュータウン等から構成される環状市街地の内部を始め、市街地周辺部の丘陵地にある樹林地は、都市計画区域の都市の骨格を形成する緑地として重要であり、積極的な保全に努める。 学術的に貴重な緑地として、本都市計画区域内に散在する自然度が高い森林、天然記念物、保存樹木・樹林等を保全する。 ②レクリエーションシステムの配置方針 レクリエーションシステムとして配置する緑地は、多様なレクリエーション需要に応え、リゾート拠点やこれを相互に連携する機能を持つものであり、本都市計画区域内だけでなく他地域などからの需要にも対応できる適切な形態、規模を考慮し、以下により配置する。 多様なレクリエーションニーズに柔軟に対応するため、大規模な「いわき公園」「21世紀の森公園」「上荒川公園」等を、核となる緑地・公園として位置づける。 小名浜地区、勿来地区については三崎公園、勿来の関公園とネットワークを構築できるような公園・緑地の配置を検討する。 住民の交流促進及び緑地の有するレクリエーション機能を相互に補完するため、市街地内及びその周辺部には緑地による歩行者ネットワークを整備し、その活用を図る。

名 称	いわき都市計画区域マスタープラン
緑の基本 計画に かわる 記述	③防災システムの配置方針 防災システムとして配置する緑地は、自然災害、都市災害の防止・軽減に資するものであり、これを適切に配置することにより災害を未然に防止し、安全な都市の形成を図る。 都市防災に配慮して、都市公園や公共施設緑地等を避難地として位置づけ配置するとともに、被害が拡大しないよう幹線道路等に樹木を植栽する。 工業地域周辺には、公害に対する緩衝、また、災害発生時に影響が広がらないように緩衝緑地の整備促進を図る。 21世紀の森公園については、救援物資の集積・分配機能を担う屋内多目的広場が整備され、防災機能の適切な発揮が期待されるほか、平豊間地区内に避難場所となる防災公園を整備する。 津波被害の顕著な地区においては、津波の減衰と浸水被害範囲の軽減、避難時間の確保、漂流物の捕捉により衝突の被害軽減に効果を発揮するとともに、レクリエーションや景観資源としても活用できる防災緑地等の整備と保全を図り、津波被害からの多重防御機能の発揮に努める。 ④景観構成システムの配置方針 景観構成システムとしては、本都市計画区域の特徴的な風景となる河川・海岸等の水辺の景観を構成する緑地、豊かな自然を有する山地、シンボリック緑地及び都市景観の向上に資する緑地について、これらの適正な配置及び周辺建物の高さ制限等により良好なまち並み景観の形成、豊かな自然景観の積極的な保全、整備に努める。また、各地区の特色ある自然資源の保全・活用、公園整備等により、地区景観の質の向上、個性化に努める。 三崎公園、勿来の関公園、水石山公園、丸山公園等の周辺緑地を、豊かな自然が眺望できる緑地として整備し、保全する。 【主要な公園緑地の確保目標】 概ね10年以内に実施を予定する主要な施設については、以下のとおりとする。 総合公園：21世紀の森公園、いわき金成公園 特殊公園：勿来の関公園 緑地：久之浜防災緑地

名 称	第二次いわき市都市計画マスタープラン
位置づけ	上位計画
策定主体	いわき市
策定年月	令和元年 10 月
計画概要	都市計画マスタープランは、都市計画法第十八条の二に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、長期的な視点に立った本市における都市づくりの目標やその実現に向けた方向性を示す計画である。
計画期間	令和元年 10 月から概ね 20 年後（2040 年ごろ）
理念 基本方針等	基本理念 “人とまちが輝く煌めきある都市”「未来に誇れる都市への挑戦」
緑の基本 計画に かかわる 記述	基本方針 ■公園・緑地の方針 公園・緑地空間の確保と活用、効果的な維持管理、さらには公民連携による利便性や魅力の向上等により、住みたくなる緑豊かな都市づくりを目指します。 1) 公園・緑地の整備・活用 公園緑地の適正な配置と整備を図りながら、防災にも配慮した緑のネットワーク化に努めます。また、市民、事業所、行政が一体となって都市の緑化に取り組み、緑のまちづくりを推進します。 ①拠点的な公園 「いわき公園」や「21 世紀の森公園」など、広域的な集客機能を持つ公園、各地区の中心的な公園においては、都市の魅力を象徴する空間としてのあり方を、市民の参加も得ながら検討しつつ、個性的な公園として広く利用されるよう、充実・整備を進めます。 磐城平城本丸跡地を活用した公園整備など、各地区の文化や特性を活かした個性的な公園空間の形成に努めます。 ②防災公園・緑地 防災緑地は、防災機能の確保と同時にいわきの海岸線の特徴づける新たな空間としての魅力づくりに向けて、地元や幅広い市民の参加も含めた維持管理体制の確立により、多様な活用が図れるよう努めます。 「21 世紀の森公園」は全市的な防災拠点として機能確保を図るとともに、災害時の避難場所となるその他の公園については、必要な機能の維持・確保に努めます。

名 称	第二次いわき市都市計画マスタープラン
緑の基本 計画に かわる 記述	③身近な公園・緑地 各地区の身近な街区公園や児童公園などは、地区のオープンスペース、コミュニティの場として重要な空間であるため、市民参加も含めた適切な維持管理活動による利用促進のほか、防災面も含めた機能の維持・確保に努めます。 2) 河川・海岸の保全 河川敷や海岸などは、うるおいや水とのふれあい、スポーツなどの場として、安全の確保と生態系や自然景観の保全に留意しながら、利活用が図られるよう、機能の充実・確保に努めます。 3) 公園・緑地の維持管理等 公園・緑地は、その機能や環境・景観を維持するとともに、利用者の安全・安心を確保するため、適切な維持管理や予防保全的管理による長寿命化対策を進めます。また、指定管理者制度をはじめとする民間活力の導入や市民参加を積極的に推進・拡大するとともに、地区の人口動向や利用動向等に応じて、再編・集約化を検討していきます。

名 称	いわき市立地適正化計画
位置づけ	上位計画
策定主体	いわき市
策定年月	令和元年 10 月
計画期間	令和元年 10 月から概ね 20 年後（2040 年ごろ）
計画概要	立地適正化計画とは、市町村が都市全体の観点から作成する、居住機能や医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランである。
理念 基本方針等	方針 人口構造を改善する都市機能を誘導し、“選ばれる都市”へ
緑の基本 計画に かかわる 記述	都市機能誘導区域内の誘導施策 1) 方針 1 主に若い世代（子育て世代など）をターゲットとした誘導施設の誘導、並びに既存誘導施設の維持に係る施設整備等の費用の一部支援や、誘導施設の容積率の緩和、並びに用途地域の変更等を検討するほか、誘導施設の立地に向けた誘致活動等を展開します。 【施策】 b) 公的不動産の活用方針 国の支援制度の活用にあたっては、公的不動産の有効活用を図るとともに、今後の人口減少における公共施設維持費削減や施設総量の縮減等を進める「市公共施設等総合管理計画」との整合を図りながら、公共施設の適正配置に努めます。 c) 立地誘導促進施設協定に係る方針 交流と賑わい創出のため、都市機能誘導区域を立地誘導促進施設協定の対象とします。一団の敷地の土地所有者等の全員合意により、広場・緑地・通路等、居住者、来訪者又は滞在者の利便の促進に寄与する施設の整備、管理が図られるよう支援します。 d) 低未利用土地利用等に係る方針 中心市街地の空き地や駐車場等の低未利用土地については、適切な管理を促すだけでなく、オープンカフェや広場、商業・医療施設等の利用者の利便を高める施設としての利用を促していきます。 また、複数の土地の利用権等の交換・集約、区画再編等を通じて、低未利用土地を一体化することにより利用促進につながる場合には、地権者等と利用希望者とを行政がコーディネートすることなども検討します。

名 称	いわき市立地適正化計画
緑の基本 計画に かかわる 記述	2) 方針2 公共施設等総合管理計画との連携を図り、都市計画区域内における公共施設の統合、集約化にあたっては、原則として、都市機能誘導区域への立地を検討します。 【施策】 a) 人口減少に合わせた公共施設の統合、集約化 都市計画区域内（特に市街化区域内）における、公共施設の統合や集約化を検討する際には、都市機能誘導区域内への立地を検討します。 市街化区域（まちなか居住区域外）の施策展開のあり方 1) 届出制度の適正な運用 都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、本計画で設定した誘導区域外において行う住宅を目的とした開発行為等を行う際には、市への届出が必要となります。 この届出制度の活用により、誘導区域内への誘導に努めます。 2) 居住調整地域の設定を検討 将来の土地利用状況を踏まえ、必要に応じて、住宅の立地を抑制する居住調整地域の設定を検討します。なお、当該地域の検討にあたっては、県が定める都市計画（市街化区域と市街化調整区域の区域区分）との調整が必要となることから、福島県と連携しながら検討を進めることとします。 3) 市街化区域内農地（都市農地）の保全を検討 郊外部の市街地区域内農地については、郊外の住宅地を中心に将来的に空き地・空き家問題の顕在化と合わせて、市街地が空洞化する要因となることから、コンパクトシティの効果を最大限に発揮させるため、周辺の土地利用状況や営農状況等を踏まえ、都市農地の保全を図る生産緑地制度の導入や田園住居地域等の指定を検討します。

名 称	環境基本計画（第二次）一部改訂版
位置づけ	連携する計画
策定主体	いわき市
策定年月	平成 28 年 2 月
計画期間	平成 28 年度～令和 2 年度
計画概要	環境基本計画とは、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市環境基本条例第 8 条に基づき策定したものである。
理念 基本方針等	環境都市像 人と自然が共生するまち 循環都市いわき
緑の基本 計画に かわる 記述	施策（低炭素社会づくり） 【施策】緑化・適切な森林整備の推進 ・都市公園整備や、道路沿道などの緑化を推進し、緑のある都市空間を形成 ・生垣設置に対する支援などにより、居住地における緑化を促進 ・間伐などの森林整備を推進 ・市民や市民団体などが行う緑化推進活動や森林整備活動を促進 施策（自然共生社会づくり） 【施策】生物多様性・自然環境の保全 (1)生物多様性の保全・持続可能な利用 ・生物多様性に対する理解の促進 ・生物多様性を保全していくうえで前提となる動植物の生息状況等の調査及び情報収集 ・自然とのふれあいの推進など生物多様性に対する学習機会の創出 ・開発行為における環境回復措置の実施など自然環境への配慮及び環境影響評価の推進 ・地震・津波により影響を受けた自然環境及び生態系の状況把握と適切な保全に係る取組を支援・検討 (2)森林・農地・河川等の保全 ・森林の有する多面的機能を十分に発揮させるため、森林の機能区分に応じた森林施業や多岐にわたる森林整備を推進 ・森林保全活動を行う団体などを支援し、森林整備を行うとともに、森林保全を担う人材を育成 ・耕作放棄地の発生防止と解消に向け、中山間地域等直接支払集落協定の締結を促進しながら、耕作放棄地対策協議会など関係者・関係機関が連携して対策を検討

名 称	環境基本計画（第二次）一部改訂版
緑の基本 計画に かかわる 記述	・広域にわたり生態系に重大な影響を与える恐れのある河川や海の汚染については、関係機関や周辺自治体との連携のもと、発生源対策を徹底 ・ビオトープや水質調査などを行っている市民団体や学校等と連携を図り、生物の生息状況を把握し、環境教育への活用を検討 (3)緑地の保全・緑化の推進 ・宅地分譲などの機会を捉えて、緑地協定の設定を促進 ・健全で、かつ樹容が美観上特に優れた木や林を保存樹木または保存樹林として指定し、適切に保全するとともに、保存樹木等を活用し、緑の保護・育成 (4)景観・天然記念物等の保全 ・一定規模以上の開発行為に対し、近接する自然、生活及び歴史・文化的な景観を損ねることがないように配慮を求める ・学術上または鑑賞上価値の高い名勝地や動植物等並びに地域の生活や風土に根ざした文化的な景観を、文化財への指定などを通じ適切に保存 施策（計画推進の仕組み） 【施策】協働による環境保全 (1)各主体との協働 ・事業者、市民団体及び教育機関などが実施する環境保全活動に対しても積極的に参画・後援 ・啓発イベントなどの開催にあたっては、企画段階から事業者、市民団体及び教育機関などとの連携を図るとともに、各主体の人材や経験などを活用 ・市民団体や教育機関との連携を図り、環境教育・環境学習の担い手を育成 ・市民団体や学校などとの連携を図り、地域における動植物の生育・生息状況の把握に努め、その内容を環境教育に活用 (2)各主体間の連携 ・環境教育・環境学習に携わる指導者や人材育成を行う大学などとの連携を深め、人材のネットワーク化を図り、市内で行われている環境保全活動とのマッチングを図る ・篤志家と環境保全活動の担い手を繋ぐ仕組みとして「環境まちづくり推進基金」を運用

名 称	いわき市中心市街地活性化基本計画
位置づけ	連携する計画
策定主体	いわき市
策定年月	平成 29 年 4 月（平成 30 年 11 月変更）
計画期間	平成 29 年 4 月～令和 4 年 3 月
計画概要	中心市街地活性化基本計画とは、本市の中心市街地である平の活性化のための方針・事業を定めた計画である。
理念 基本方針等	テーマ 人、暮らし、文化を大切にする豊かさと活力を備えた中心市街地 基本方針 人を大切にしたい、楽しく暮らせるまちづくり ・暮らしの利便性・快適性を高める買い物や医療環境等の充実を図る。 ・歩いて暮らしやすい安心で健康な環境づくりを図る。 ・多様な人々が居心地よく時間を過ごせる環境づくりを推進する。 ・歩行者環境整備やバス交通等の充実など、移動の利便性の向上を図る。
緑の基本 計画に かわる 記述	課題解決・活性化（目標達成）に向けた主な事業 【目標】生活環境の充実によるまちなか居住の促進 【事業】都市公園整備事業 （仮称）磐城平城・城跡公園（約 1.5ha）の整備。新川東緑地の一部（約 0.5ha）、大工町公園（約 0.15ha）、六町目広場（約 0.13ha）の再整備。 【目標達成のための位置付け及び必要性】 JR いわき駅北側の磐城平城本丸跡地を本市の歴史と文化を感じることができる公園として整備すると共に、地区内の既存公園・緑地について、安全で快適な歩行空間機能やまちなかにおける交流拠点機能を有する公園として再整備し、人・まち・文化がつながる平まちなかの創出を公園緑地の側面からの支援を図る。これは「人を大切にしたい、楽しく暮らせるまちづくり」「歴史と文化等を活かして、訪れたくなる魅力を育てるまちづくり」のために必要な事業である。

名 称	いわき市農業・農村振興基本計画
位置づけ	連携する計画
策定主体	いわき市
策定年月	平成 28 年 1 月
計画期間	平成 28 年度～令和 2 年度
計画概要	農業・農村振興基本計画とは、今後の本市農業・農村の目指すべき姿とその実現方策を明確にするために、本市農政の新たな指針を策定した計画である。
理念 基本方針等	基本理念 魅せます！いわきの農業・農村 ～食のおいしさを求め、人がつながる農業・農村の創生～
緑の基本 計画に かかわる 記述	振興施策の柱 【施策の柱】持続的発展のための土台づくり 本市農業の持続的発展に向け、農業生産の根幹となる人材（担い手）の育成・確保、優良農地の確保を図りながら、農業経営の安定・強化の推進を図ります。 基本項目・基本施策・個別施策『農地』 【基本項目】 『農地』 ～農地と水の確保 【基本施策 1】 農地の確保と有効利用 【個別施策】 ①優良農地の確保 ・良好な営農環境の維持と安全で安心な食料の安定的確保のため、関係機関・団体等との連携により、土地の有効利用と農業の健全な発展を目的とする農業振興地域制度の適正な運用を図り、優良農地を確保します。 ②耕作放棄地の発生防止 ・優良農地の持続的な保全と耕作放棄地の発生防止を図るため、農地パトロールを実施します。 ・いわき市耕作放棄地対策協議会と連携して、耕作放棄地を再生・利用する取組みを促進し、耕作放棄地の解消を図ります。 ・再生利用可能な耕作放棄地は農地中間管理事業等を活用し、農地の有効利用を図ります。

名 称	いわき市農業・農村振興基本計画
緑の基本 計画に かかわる 記述	【基本施策 2】 農業生産基盤の保全・整備 【個別施策】 ①農地の保全・整備 ・生産性の向上による効率的・安定的な農業経営の確立を図るため、地域のニーズを的確に捉え、地域の実情・立地条件に応じた農業生産基盤（ほ場区画の大型化等）の整備について、自然環境や生態系の保全に配慮し、周辺環境との調和を図りながら推進します。 ②農業水利施設等の保全・整備 ・自然災害等を未然に防止し、農業生産性の維持・向上を図るため、農業水利施設についての整備を進めるとともに、老朽化が著しい既存施設に関してはストックマネジメントの活用等により計画的な保全を進めます。 ③農道の整備 ・農産物、生産資材等の流通、加工及び生産体系を有機的に連携し、農作業の効率化、荷傷み防止による農産物の品質向上を図るとともに、中山間地域における生活環境の改善及び都市部との交流に資することを目的とした農道の整備を推進します。
	基本項目・基本施策・個別施策『農村』 【基本項目】 『農村』 環境と共生した 活力ある地域づくり 【基本施策 1】 多面的機能の維持・発揮 【個別施策】 ①多面的機能支払交付金の活用 ・農地、水路、ため池、農道等の農山村地域の資源としての農村環境を保全するため、多面的機能支払交付金の活用を推進します。 ②中山間地域等直接支払制度の活用 ・中山間地域における耕作放棄地の発生防止と多面的機能の確保、景観保全のため、中山間地域等直接支払制度の活用を推進します。

名 称	いわき市農業・農村振興基本計画
緑の基本 計画に かかわる 記述	【基本施策 2】 都市と農村の共生・交流 【個別施策】 ①農業体験の推進 ・農産物の生産と需要の拡大、農村の活性化につながる本市の農業・農村の特色を活かした農山漁村体験を推進するため、観光・教育分野などと連携を図り、豊かな地域資源を活用した地域活性化を目指すための受入組織・体制整備を推進し、都市と農村の交流を図ります。 ・市民の食と生活を支える農業・農村への理解を深めるため、農業に触れる機会を提供し、農村部における自然環境や伝統技能等をはじめとする特色ある様々な地域資源を有効活用した農業との接点拡大に向けた取組みを支援します。 ②市民農園・滞在型市民農園の整備の支援 ・耕作放棄地の解消や都市と農村の交流を図るため、市民農園や滞在型市民農園の整備を支援します。 ③交流拠点の機能強化 ・都市との交流の拠点となる農産物直売所、農家レストランや観光農園等の取組みを支援します。

名 称	森林・林業・木材産業振興プラン
位置づけ	連携する計画
策定主体	いわき市
策定年月	平成 28 年 1 月
計画期間	平成 28 年度～令和 2 年度
計画概要	森林・林業・木材産業振興プランとは、本市森林・林業・木材産業の振興に向け、目指すべき姿を明らかにし、今後の林業・木材産業に関する施策を総合的に推進していくための基本方針である。
理念 基本方針等	テーマ 豊かな森林づくりと木材利用拡大を目指して
緑の基本 計画に かかわる 記述	基本項目・基本施策・個別施策 【基本項目 1】林業・木材産業等の振興 【基本施策 1】林業担い手の確保・育成の充実 【個別施策】 ・林業就業者の確保・育成 【基本施策 2】地域木材産業の振興 【個別施策】 ・公共事業等での地域材の率先利用 ・未利用資源の有効活用 ・木材利用の促進 【基本項目 2】自然・環境との共生 【基本施策 1】森林の有する多面的機能の発揮 【個別施策】 ・放射性物質に汚染された森林の再生 ・多様な森林整備の推進 ・治山事業等の推進 ・市有林の整備 ・適正な森林の管理 【基本施策 2】森林を育む心づくりの推進 【個別施策】 ・地域社会一体となった協力体制の実施 ・人とみどりがふれあえる憩いの場の提供 ・森林環境学習の推進 ・森林づくり意識醸成活動の推進

2) 現行計画

現行計画の概要を以下に整理します。

名 称	いわき市緑の基本計画
策定主体	いわき市
策定年月	平成 13 年 2 月
計画期間	平成 13 年～令和 2 年
テ ー マ	豊かな水と緑が調和する都市・いわき
基本理念	市民、企業、行政が一体となっていわきの貴重な自然を保全するとともに活用を図り、地域毎の特色を生かした快適さの高い都市環境の形成を図っていき、また、特色ある自然資源の保全、活用による公園緑地の整備等を通して、市内外の交流連携を目指す。
基本方針	市を構成する緑を「山間部」「まちの中」「河川・海岸・道路など」「都市公園」4 つに区分し、区分毎に次の 4 つの基本方針に沿った施策を展開し緑の保全や創出、育成等を目指す。 ・ 守 る = 貴重な自然を次世代に受け継いでいくために、保全を貴重とした永続的な確保を行う。 ・ 創 る = 都市公園等の緑地空間の創出を図るとともに、緑化を推進する。 ・ 結 ぶ = 道路、海岸、河川を緑で連結し、緑のネットワークを構築する。 ・ 育てる = 市民、企業、行政が連携し、緑の保全や創出・育成のためのパートナーシップを構築し、緑を育てる。
主な整備目標	■都市公園の整備目標水準：276 箇所・739.62ha ■都市計画区域内における一人あたり都市公園面積：21.75m²/人

現行計画の施策一覧				
	山間部	まちの中	河川、海岸、道路等	都市公園
守る	・保安林の指定推進 ・自然公園の維持 ・自然環境保全地域の維持 ・山林の保全 ・農地の保全	・緑地保全地区の指定 ・風致地区の指定 ・保全樹木・保全樹林の指定 ・社寺境内地等の保全	・河川環境の保全 ・街路樹の保全 ・海岸部の保全	・自然環境の保全 ・生態系の保全 ・自然景観の保全
創る	・自然型レクリエーション施設の整備 ・生活環境保全林の維持 ・市民農園の推進	・公共公益施設の緑化 ・住宅地の緑化の推進 ・商業地の緑化の推進 ・工場緑化の推進 ・斜面緑化の推進 ・ポケットパーク等の整備	・道路の緑化 ・河川の親水化 ・河川の緑化 ・港湾の緑化 ・河川敷の活用	・都市公園の緑化 ・身近な公園の整備 ・賑わい拠点としての公園整備 ・防災に配慮した公園の整備 ・都市公園に準ずる機能を持つ施設の整備
結ぶ	・散策路の整備	・フラワーポット等による緑化 ・特殊緑化の推進	・サイクリングロードの整備 ・街路樹・植栽帯の整備	・都市公園相互のネットワーク化
育てる	・間伐材等の利用促進 ・林業の育成 ・市民ボランティアによる森づくり	・緑地協定の締結促進 ・緑の講習会、イベントの開催 ・緑化活動の啓発 ・樹木医の育成、活用 ・環境教育の推進 ・緑化基金の充実	・街路樹・河川愛護会の育成、充実 ・河川愛護思想の普及、啓発	・公園愛護会の育成、充実 ・市公園緑地協会の拡充 ・市民参加による公園づくり

3) 関連法規制

みどりに関係する主な法規制について、概要と主たる動向を以下に整理します。

平成 13 年以前の緑にかかわる動向は、地方公共団体が主体となってみどりを量的に確保することを主としていました。平成 13 年以降は、官民連携でみどりを確保する方針となり、公募設置管理制度や協議会等、みどりにかかわる制度が創設されました。

本市においては、平成 13 年以前に「緑の保護及び緑の育成に関する条例」が制定され、現行計画以前から、保存樹木・樹林の指定等、みどりを確保するための制度を運用していました。平成 13 年以降は、東日本大震災により沿岸部を中心にみどりの配置が変化しています。

現行計画策定前（平成 13 年以前）		
主たる動向		地方公共団体主体のみどりの確保
いわき市		「緑の保護及び緑の育成に関する条例」の制定： 条例には以下の項目に関する事項が記載されている。 ・緑化推進責務（市、市民、事業者） ・市における緑の保護と育成に関する基本方針 ・保存樹木等の指定、標識の設置、保存の義務、助成、届出、変更等の措置、指定の解除、台帳 ・公共施設の緑化 ・環境緑化審議会 ・環境緑化地区の指定、指定地区の解除等 ・工場等の緑化、開発地域の緑化 ・知識の普及、緑化運動の促進等、市民参加
主な法令	都市緑地法 （前：都市緑地保全法） 目的：都市における自然的環境の整備	都市緑地保全法の制定： ・地方公共団体による地域単位の緑地の保全（緑地 保全地区、緑化協定等） 都市緑地保全法の改正： ・市町村は、緑の基本計画の策定が可能
	都市公園法 目的：都市公園の健全な発達による公共の福祉の増進	都市公園法の制定： ・地方公共団体による公園・緑地の設置及び管理を法制化
	生産緑地法 目的：農林漁業との調整を図った都市環境形成	生産緑地法の制定： ・市町村は、市街化区域内で農地を保全する地区（生産緑地地区）を指定可能
	都市計画法 目的：都市の健全な発展と秩序ある整備	都市計画法の制定： ・地方公共団体は、土地利用（都市の自然的環境を保全する「風致地区」等）や都市施設（都市公園等）に関する都市計画の策定

現行計画策定後（平成 13 年以降）		
主たる動向		官民連携によるみどりの確保
いわき市		震災復興事業（区画整理による公園整備等）実施
主な法令	都市緑地法 （前：都市緑地保全法） 目的：都市における自然的環境の整備	都市緑地法の改正： ・法令名が、都市緑地保全法から都市緑地法への改正 ・良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域について、市町村は都市計画に緑化地域を指定可能 ・緑の基本計画へ「都市公園の管理」「生産緑地地区の指定」について記載可能 ・市町村は、市民によって設置された緑地の認定が可能
	都市公園法 目的：都市公園の健全な発達による公共の福祉の増進	都市公園法の改正： ・公園管理者以外の者が設置した方がその公園の機能の増進につながると認められる場合、公園管理者は管理者以外による施設設置の許可可能（設置管理許可制度） ・民間は公園管理者の許可の下、施設の提案・運営管理等が可能（公募設置管理制度） ・公園管理者は、民間（学識経験者等）で構成された協議会を組織可能
	生産緑地法 目的：農林漁業との調整を図った都市環境形成	生産緑地法の改正： ・市町村は、生産緑地地区の面積要件（500m²以上）を条例により引き下げ可能
	都市計画法 目的：都市の健全な発展と秩序ある整備	都市計画法の改正： ・開発面積が 0.3ha 以上の開発行為については、これまで公園等の設置が義務付けられていたが、関係法令の見直しからは、地方自治体の条例により、「0.3ha」から「1.0ha」を超えない範囲で緩和することが可能（次頁[補足]参照） ・用途地域に農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域（田園住居地域）追加
	その他の法律	地方自治法改正： ・地方公共団体が公の施設をほかの法人に代行可能（指定管理者制度） 自然公園法改正： ・法の目的に「生物の多様性の確保に寄与すること」を追加 ・海域における保全施策の充実 ・生態系維持回復事業の創設 ・特別地域等における行為規制の追加

[補足]開発区域における公園等確保の基準を緩和する通知

事 務 連 絡

平成28年12月26日

各都道府県
各政令市
各中核市
各施行時特例市

} 開発許可担当部局 御中

国土交通省都市局都市計画課

都市計画法施行令の一部改正について（情報提供）

平素より、開発許可行政の運用にご尽力いただき、感謝申し上げます。

さて、「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針（平成27年12月22日閣議決定）」を受けて、都市計画法施行令の一部が改正され、公園等の設置が義務付けられる開発区域の面積の最低限度について、地方公共団体が条例により現行の0.3haから、1haを超えない範囲で緩和することを可能とする制度改正が行われました（下記参照）。

つきましては、内容についてご了知の上、引き続き円滑かつ適正な開発許可制度の運用を行っていただくようお願いします。

併せて、各都道府県におかれましては、貴管内の市町村（政令市、中核市及び施行時特例市を除く。）に対して、本通知を周知願います。

記

1 背景

良好な市街地の形成を図るため、宅地に一定の水準を確保することを目的として、開発区域の面積が「0.3ha」以上「5ha」未満の開発行為にあつては、原則として、開発区域の面積の3%以上の公園、緑地又は広場（以下「公園等」という。）を設置することとされている。

公園整備が一定程度進捗している地域があること、小規模な公園等の管理についての地方公共団体の負担が増加しているとの意見があること等を踏まえ、条例により、地方公共団体の判断において公園等の設置が義務付けられる開発区域の面積の最低限度の引上げを行うことを可能とする。

2 政令の概要

公園等の設置が義務付けられる開発区域の面積の規模の最低限度について、地方公共団体が条例により現行の0.3haから1haを超えない範囲で緩和することを可能とする。

3 施行日

平成28年12月26日

4) みどりをめぐる近年の動向

①グリーンインフラ

グリーンインフラとは、鋼やコンクリートを主材料とした構造物(グレーインフラ)に対して、土壌や植物といった自然が有する多様な機能を活用するインフラです。例として、屋上緑化、植樹(例:街路樹)、生物滞留池(土壌等で降雨流の処理を行うためのポケット 例:生物低湿地、人工湿地)、透水性舗装、雨水集水(例:雨水タンク)があります。

グリーンインフラの特長は、主に以下の3点です。

[1]エネルギー効率を高め、エネルギーコストを削減する。

・屋上緑化:

建物の断熱性を高め、冷暖房に係るコストを減らします。

・街路樹:

建物に影を落とし、また夏場は蒸散による冷却作用及び冬場は風の遮断によって建物のエネルギー消費量に影響を与えます。

・生物滞留池:

土壌等の貯留機能により、揚水に必要なエネルギー量を減らします。

・雨水集水:

雨水の輸送と処理に係る水道事業のエネルギー量を減らします。

[2]洪水が及ぼす経済への影響を減らすことができる。

・生物滞留池、透水性舗装、雨水集水:

洪水は、局地的な豪雨によって発生するものですが、洪水の具体的要因のひとつは、従来のインフラの主な部材が不透水性であるため雨水が排水施設や水域へ大量に流れ込むことです。グリーンインフラは雨水の浸透と保持の機能を持つことから、排水施設や水域に入る水の量を減らし、洪水の抑制が期待されます。

[3]人々の健康を保護し、病気に関連したコストを削減する。

・屋上緑化、植栽、生物滞留池:

従来のインフラの雨水は地表面から流出するが、雨水には地表面からの汚染物質(例:殺虫剤、重金属)が含まれています。グリーンインフラは雨が降った場所で雨水を取り込むことで、汚染された水の拡散を抑制します。

また、グリーンインフラによる植物は、雨水を吸収し、それを大気中へ戻す蒸発散を通じて周囲の大気を冷やすため、ヒートアイランドの緩和につながります。

さらに、グリーンインフラの植物は、二酸化窒素やオゾン等といった大気汚染物質を除去するため、呼吸器疾患の減少につながります。

日本においては、平成 27 年度に閣議決定された国土形成計画、第 4 次社会資本整備重点計画では、「国土の適切な管理」「安全・安心で持続可能な国土」「人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成」といった課題への対応のひとつとして、グリーンインフラの取り組みを推進することが盛り込まれました。

その後、令和元年 7 月 4 日に「グリーンインフラ推進戦略」が国土交通省により公表され、プラットフォームの創設等グリーンインフラ主流化のための環境整備、グリーンインフラ推進のための支援の充実等、グリーンインフラの取り組みを進めることとしています。

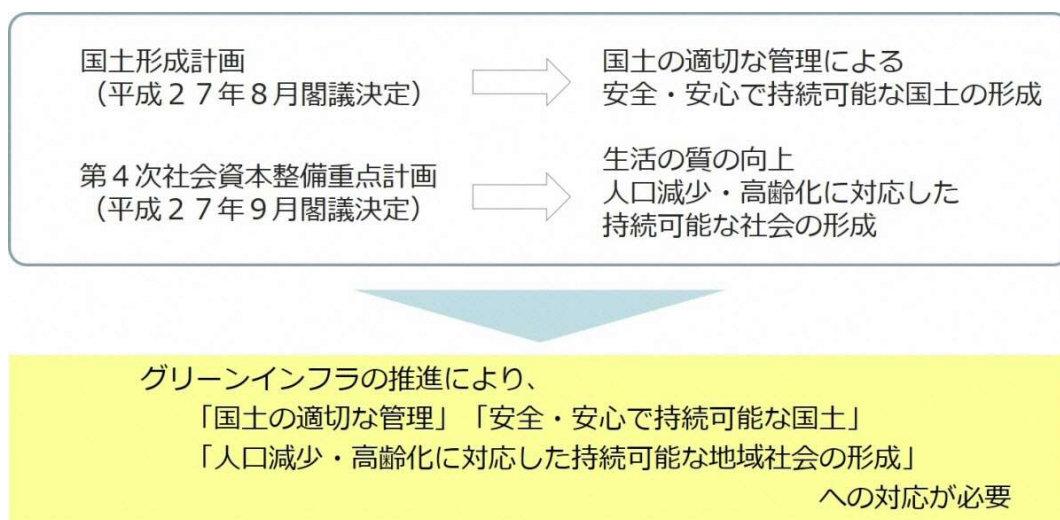


図 2-1-17 閣議決定文書とグリーンインフラの関係

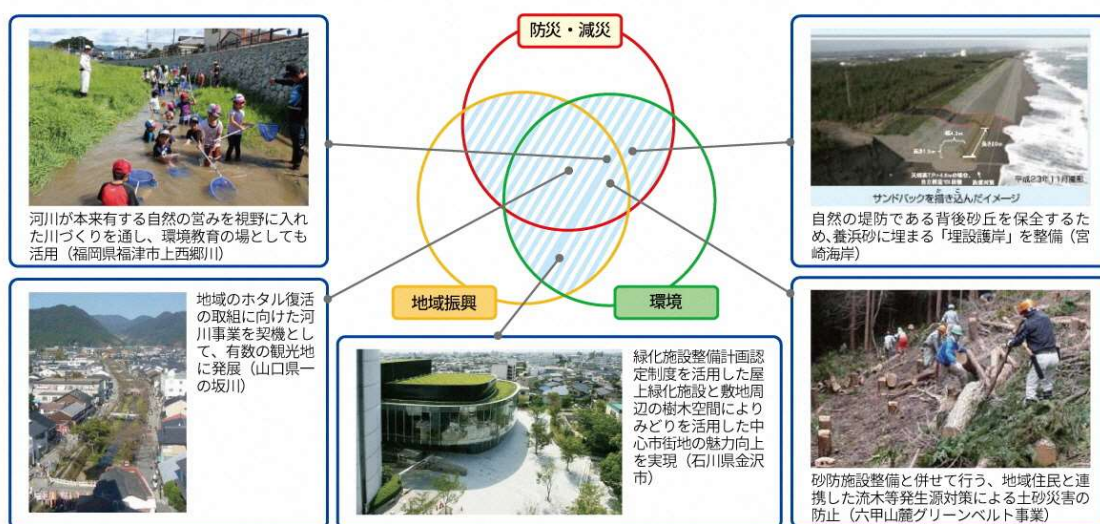
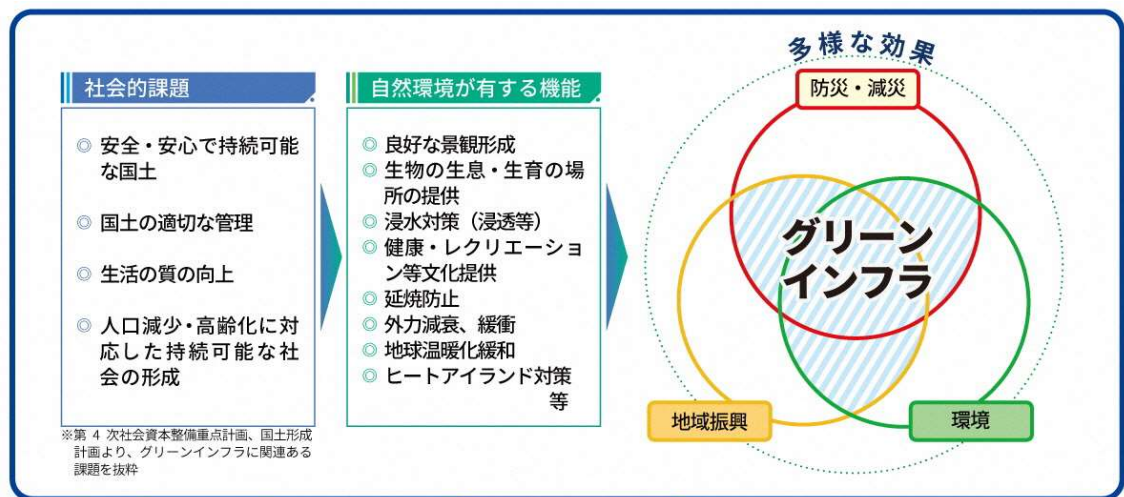


図 2-1-18 グリーンインフラの考え方と事例



◎ 防災・減災や地域振興、生物生息空間の場の提供への貢献等、地域課題への対応

◎ 持続可能な社会、自然共生社会、国土の適切な管理、質の高いインフラ投資への貢献

図 2-1-19 グリーンインフラの考え方

②生物多様性に関連する動向

[1]生物多様性基本法

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的として、平成 20 年 5 月に成立、同年 6 月に施行されました。

本基本法では、生物多様性の保全と利用に関する基本原則、生物多様性国家戦略の策定、白書の作成、国が講ずべき 13 の基本的施策等、わが国の生物多様性施策を進める上での基本的な考え方が示されました。また、国だけでなく、地方公共団体、事業者、国民・民間団体の責務、都道府県及び市町村による生物多様性地域戦略の策定の努力義務等が規定されています。

[2]生物多様性地域連携促進法

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成 22 年法律第 72 号）（生物多様性地域連携促進法）は、様々な立場の人々が互いに連携して生物多様性の保全のための活動（地域連携保全活動）を促進することで、わが国の豊かな生物多様性の保全を図ることを目的として、平成 22 年 12 月 10 日に制定され、平成 23 年 10 月 1 日に施行されました。

生物多様性地域連携促進法では以下のことが定められています。

- ・ 地域連携保全活動基本方針の策定
- ・ 生物多様性地域連携保全活動の促進に関する検討会の開催
- ・ 地域連携保全活動計画の作成（特例措置、協議会の設置）
- ・ 地域連携保全活動支援センター
- ・ 国及び地方公共団体による支援
- ・ 生物の多様性の保全上重要な土地の取得の促進

[3]地域連携保全活動計画

市町村は、国が策定した基本方針に基づき、地域連携保全活動に取り組むための実行計画である「地域連携保全活動計画」を作成することができます。地域連携保全活動計画には、区域、目標、活動内容、国または都道府県との連携事項、計画期間について記載します。特例措置を受ける場合には国または都道府県への協議が必要です。

③新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性

国土交通省では、令和 2 年 8 月に「新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性（論点整理）」を公表しました。

公園等のオープンスペースについては、コロナ禍で価値の高まった要素として本文で全般に記述されており、以下のような今後の方向性が示されています。

○グリーンインフラとしての効果を戦略的に高めていくことが必要。

○ウォーカブルな空間とオープンスペースを組み合わせるネットワークを形成することが重要。

○街路空間、公園・緑地、水辺空間、都市農地、民間空地等、まちに存在する様々な緑とオープンスペースを地域のニーズに応じて柔軟に活用することが必要。

○災害・感染症等のリスクに対応するためにも、いざと言うときに利用できる緑とオープンスペースの整備が重要。

○イベントだけでなく、比較的長期にわたる日常的な活用（例：オープンテラスの設置）等、柔軟かつ多様なオープンスペースの活用の試行、これを支える人材育成、ノウハウの展開等が必要。

また、これを受け、令和 3 年度より、社会資本整備総合交付金（都市公園・緑地等事業）において「オープンスペースネットワーク創出事業」の創設が検討されているため、以下に概要を示します。



〔出典：国土交通省ホームページ〕

図 2-1-20 オープンスペースネットワーク創出事業の概要

5) その他社会的条件

①沿革

本市は、昭和 39 年に「新産業都市建設促進法」に基づく『新産業都市「常磐・郡山地区」』の指定を受け、その有効かつ適切な遂行を図るため、昭和 41 年に 14 市町村による大合併により誕生し、その後、高速道路網や工業団地等の社会・生産基盤の整備と工場等の積極的な誘致や平成 11 年の中核市への移行による行政機能の充実とともに自主・自立的な都市づくりを進めてきました。

平成 23 年の東日本大震災では、社会基盤や家屋等に甚大な被害を受け、多くの尊い命が失われましたが、そのなかにもあっても、近隣住民による助け合いや国内外からの支援を受け、復興が進められてきました。

表 2-1-16 主な出来事

年	主な内容
昭和 41 年	いわき市誕生
昭和 47 年	「工業再配置促進法に基づく誘導地域」に指定
昭和 48 年	平駅ビル落成
昭和 54 年	いわきニュータウン起工（⇒昭和 57 年分譲開始）
昭和 55 年	いわき好間中核工業団地が起工（⇒昭和 60 年第一期分譲開始）
昭和 62 年	いわき明星大学開校、小名浜港大剣埠頭にコンテナ施設竣工
昭和 63 年	常磐自動車道がいわき中央 I.C.まで開通
平成 5 年	いわき中部工業団地が起工（⇒平成 8 年分譲開始）
平成 7 年	東日本国際大学開校、磐越自動車道（いわき～郡山）が開通
平成 8 年	市の製造品出荷額等が 1 兆円を突破
平成 9 年	いわき・ら・ら・ミュウがオープン
平成 11 年	中核市に移行
平成 12 年	「新・いわき市総合計画 “ふるさと・いわき 21 プラン”」がスタート
	国道 6 号常磐バイパスが全線開通
	ふくしま海洋科学館（アクアマリンふくしま）がオープン
	いわき四倉中核工業団地が起工（⇒平成 18 年分譲開始）
平成 14 年	平一町目地区市街地再開発ビル（ティーワンビル）がオープン
平成 15 年	市総合保健福祉センターオープン
平成 19 年	いわき駅前地区市街地再開発ビル（ラトブ）がオープン
平成 21 年	いわき芸術文化交流館（アリオス）グランドオープン
平成 22 年	いわき駅南口駅前広場が供用開始
平成 23 年	東日本大震災、マグニチュード 9.0（いわき市において震度 6 弱）の地震、津波、原発事故により、甚大な被害を受ける
	小名浜港が国際バルク戦略港湾（石炭）に選定
	「市復興ビジョン」の策定、「市復興事業計画」で、津波被災地域の復興に向けた土地利用を位置づけ、小名浜港背後地震災復興土地区画整理事業地内（都市センターゾーン）に大型商業施設の立地決定
平成 24 年	東日本大震災復興特別区域法に基づく復興整備計画の策定を経て、震災復興土地区画整理事業、防災集団移転促進事業等の計画・事業決定
平成 25 年	小名浜港が「特定貨物輸入拠点港湾（石炭）」に指定
平成 27 年	災害公営住宅 1,513 戸すべて完成（←平成 26 年入居開始）
	常磐自動車道全線開通
平成 28 年	「いわき創生総合戦略」の策定、いわき駅北口交通広場が供用開始
平成 29 年	常磐バイパス全線 4 車線化完成
平成 30 年	小名浜に大型商業施設がオープン、いわき市医療センター開院 震災復興土地区画整理事業の完了

②人口

本市の人口は、平成 27 年国勢調査によると 350,237 人となっています。人口の 90%以上は都市計画区域に分布しており、そのうち 80%以上は市街化区域に集中しています。世帯数は 141,069 世帯で、直近 10 年間は 1 世帯あたり世帯人員が 3 人を下回っています。

年齢 3 区分別の人口は、15 歳未満（年少人口）は 42,404 人、15～64 歳（生産年齢人口）は 204,962 人、65 歳以上（老年人口）は 98,323 人となっています。直近 10 年間の推移では、65 歳未満の人口が減少する一方、65 歳以上の人口は増加しており、少子高齢化が進行しています。

市域は 13 の地区に区分されており、市役所等が立地する平地区の人口が 102,549 人と最も多くなっています。人口密度では、アクアマリンパーク等が立地する小名浜地区が 9.6 人/ha と最も高くなっています。

表 2-1-17 人口の推移

	平成17年	平成22年	平成27年	増減数		増減率		各区域の面積
				H17-H22	H22-H27	H17-H22	H22-H27	
行政区域	354,492人	342,249人	350,237人	▲12,243人	7,988人	▲3.5%	2.3%	123,202ha
都市計画区域	326,100人	333,000人	324,900人	6,900人	▲8,100人	2.1%	▲2.4%	37,617ha
人口集中地区	171,739人	164,757人	173,057人	▲6,982人	8,300人	▲4.1%	5.0%	4,646ha
市街化区域	273,500人	265,500人	274,600人	▲8,000人	9,100人	▲2.9%	3.4%	10,101ha
市街化調整区域	52,600人	67,500人	50,300人	14,900人	▲17,200人	28.3%	▲25.5%	27,516ha

〔出典：国勢調査（行政区域、人口集中地区）〕

〔出典：福島県都市計画年報（都市計画区域、市街化区域、市街化調整区域）〕

表 2-1-18 世帯数の推移

	平成17年	平成22年	平成27年
世帯数	128,584世帯	128,722世帯	141,069世帯
1世帯当たり世帯人員	2.76人	2.66人	2.48人

〔出典：各年国勢調査〕

表 2-1-19 年齢3区分別人口の推移

年次	性別	総人口	人口			割合		
			15歳未満	15～64歳	65歳以上	15歳未満	15～64歳	65歳以上
平成17年	男	172,169人	26,483人	112,603人	32,753人	15.4%	65.5%	19.1%
	女	182,323人	25,519人	109,922人	46,719人	14.0%	60.3%	25.6%
	計	354,492人	52,002人	222,525人	79,472人	14.7%	62.9%	22.4%
平成22年	男	165,339人	23,835人	105,300人	35,442人	14.5%	64.0%	21.5%
	女	176,910人	22,941人	103,367人	50,068人	13.0%	58.6%	28.4%
	計	342,249人	46,776人	208,667人	85,510人	13.7%	61.2%	25.1%
平成27年	男	172,829人	21,642人	106,107人	42,064人	12.7%	62.5%	24.8%
	女	177,408人	20,762人	98,855人	56,259人	11.8%	56.2%	32.0%
	計	350,237人	42,404人	204,962人	98,323人	12.3%	59.3%	28.4%

〔出典：各年国勢調査〕

表 2-1-20 地区別人口及び人口密度の推移

地区名	地区面積	人口			人口密度		
		平成17年	平成22年	平成27年	平成17年	平成22年	平成27年
平	10,980ha	100,443人	98,077人	102,549人	9.1人	8.9人	9.3人
小名浜	8,711ha	77,575人	77,600人	83,269人	8.9人	8.9人	9.6人
勿来	10,465ha	52,709人	50,549人	49,713人	5.0人	4.8人	4.8人
常磐	4,820ha	36,666人	34,886人	35,174人	7.6人	7.2人	7.3人
内郷	3,160ha	28,964人	26,813人	27,448人	9.2人	8.5人	8.7人
四倉	6,369ha	16,172人	15,137人	14,577人	2.5人	2.4人	2.3人
遠野	10,446ha	6,619人	6,065人	5,584人	0.6人	0.6人	0.5人
小川	11,242ha	7,735人	7,211人	6,858人	0.7人	0.6人	0.6人
好間	2,667ha	13,781人	13,358人	13,963人	5.2人	5.0人	5.2人
三和	21,476ha	3,867人	3,424人	3,085人	0.2人	0.2人	0.1人
田人	15,797ha	2,234人	1,995人	1,643人	0.1人	0.1人	0.1人
川前	11,636ha	1,577人	1,359人	1,131人	0.1人	0.1人	0.1人
久之浜・大久	5,234ha	6,150人	5,775人	5,243人	1.2人	1.1人	1.0人

〔出典：各年国勢調査〕

③土地利用

平成 31 年度の土地利用は、山林が 86,215.1ha で最も多く、全体の 70.0%を占めています。

都市計画区域内においても、同様に山林が最も多くなっていますが、比率は 4 割程度となっています。

行政区域内では、平成 10 年度から平成 30 年度の 20 年間で山林が増加し、その他が減少しています。都市計画区域内では、平成 8 年度から平成 29 年度の 21 年間でその他やその他の自然地が増加、工業用地や住宅用地が減少しています。

表 2-1-21 行政区域の土地利用面積の推移

区分		田	畑	宅地	鉱泉地・池沼	山林	牧場・原野	雑種地	その他
面積	平成10年度	7,328.3ha	4,437.5ha	6,764.8ha	67.0ha	79,689.7ha	5,917.5ha	2,851.6ha	16,056.5ha
	平成31年度	7,261.3ha	4,170.4ha	7,866.7ha	70.7ha	86,215.1ha	4,526.0ha	4,337.8ha	8,754.0ha
	増減数	▲67.0ha	▲267.1ha	1,101.9ha	3.7ha	6,525.4ha	▲1,391.5ha	1,486.2ha	▲7,302.5ha
比率	平成10年度	6.0%	3.6%	5.5%	0.1%	64.7%	4.8%	2.3%	13.0%
	平成31年度	5.9%	3.4%	6.4%	0.1%	70.0%	3.7%	3.5%	7.1%
	増減数	▲0.1%	▲0.2%	0.9%	0.0%	5.2%	▲1.1%	1.2%	▲5.9%

〔出典：いわき市緑の基本計画（平成 13 年 2 月）、いわき市統計書（令和元年版）〕

表 2-1-22 都市計画区域の土地利用面積の推移

区 分	面積			比率		
	平成8年度	平成29年度	増減数	平成8年度	平成29年度	増減数
田	4,251.6ha	3,854.0ha	▲397.6ha	11.3%	9.9%	▲1.4%
畑	1,865.8ha	1,574.0ha	▲291.8ha	5.0%	4.0%	▲0.9%
山林	15,962.9ha	16,403.6ha	440.7ha	42.5%	42.1%	▲0.4%
水面	576.8ha	587.9ha	11.1ha	1.5%	1.5%	▲0.0%
その他の自然地	2,414.4ha	3,473.5ha	1,059.1ha	6.4%	8.9%	2.5%
住宅用地	4,246.4ha	3,834.9ha	▲411.5ha	11.3%	9.8%	▲1.5%
商業用地	911.2ha	893.5ha	▲17.7ha	2.4%	2.3%	▲0.1%
工業用地	2,566.8ha	1,729.7ha	▲837.1ha	6.8%	4.4%	▲2.4%
道路用地	2,597.4ha	2,579.1ha	▲18.3ha	6.9%	6.6%	▲0.3%
その他	2,195.0ha	4,031.1ha	1,836.1ha	5.8%	10.3%	4.5%
合計	37,588.0ha	38,961.1ha	1,373.1ha	100.0%	100.0%	—

〔出典：いわき市緑の基本計画（平成 13 年 2 月）、平成 29 年度 都市計画基礎調査 図面データより集計〕

④都市施設調査

都市計画決定されている主な都市施設としては、都市計画道路 123 路線、駅前広場 8 箇所、墓園 2 箇所、公共下水道（処理場）4 箇所、汚物処理場 3 箇所、ごみ焼却場 4 箇所、市場 5 箇所、火葬場 2 箇所、一団地の住宅施設 8 箇所、学校 1 箇所、一団地の津波防災拠点市街地形成施設 1 箇所、河川 3 箇所、防潮の施設 18 箇所となっています。

表 2-1-23 主な都市施設の計画決定状況

	路線数	計画延長	改良済延長	概成済延長
都市計画道路	123	338.24km	255.71km	39.88km

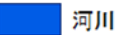
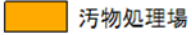
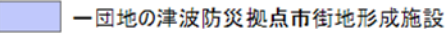
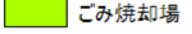
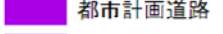
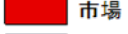
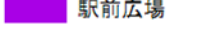
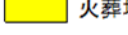
	箇所数	計画面積	供用面積	供用率
駅前広場	8	3.95ha	3.95ha	100.00%
墓園	2	24.00ha	20.90ha	87.08%
公共下水道	1	8,876.00ha	5,092.00ha	57.37%
公共下水道（処理場）	4	366,500㎡	354,246㎡	96.66%
汚物処理場	3	3.97ha	3.97ha	100.00%
ごみ焼却場	4	14.72ha	14.72ha	100.00%
市場	5	23.41ha	23.40ha	99.96%
火葬場	2	21.61ha	21.61ha	100.00%
一団地の住宅施設	8	23.80ha	5.00ha	21.01%
学校	1	2.81ha	2.81ha	100.00%
一団地の津波防災拠点市街地形成施設	1	10.90ha	10.90ha	100.00%

	箇所数	計画延長	改修済延長	改修率
河川	3	1.35km	1.35km	100.00%

	箇所数	計画延長	完成延長	整備率
金ヶ沢地区海岸防潮堤	1	190m	190m	100.00%
久之浜地区漁港海岸防潮堤	1	50m	50m	100.00%
久之浜地区海岸防潮堤	1	2,140m	2,140m	100.00%
志津地区海岸防潮堤	1	290m	290m	100.00%
四倉地区仁井田地区海岸防潮堤	1	4,310m	4,310m	100.00%
草野下神谷地区海岸防潮堤	1	1,410m	1,410m	100.00%
夏井地区海岸防潮堤	1	4,530m	4,530m	100.00%
沼ノ内地区海岸防潮堤	1	720m	720m	100.00%
薄磯地区海岸防潮堤	1	1,180m	1,180m	100.00%
豊間地区海岸防潮堤	1	2,350m	2,350m	100.00%
走出地区海岸防潮堤	1	100m	100m	100.00%
江ノ浦地区岸浦地区海岸防潮堤	1	750m	750m	100.00%
永崎地区海岸防潮堤	1	2,430m	2,430m	100.00%
小浜地区海岸防潮堤	1	190m	190m	100.00%
岩間佐糠地区海岸防潮堤	1	2,030m	2,030m	100.00%
錦町須賀地区海岸防潮堤	1	1,530m	1,530m	100.00%
関田地区海岸防潮堤	1	2,700m	2,700m	100.00%
下神白地区海岸防潮堤	1	300m	300m	100.00%
防潮の施設 合計	18	27,200m	27,200m	100.00%

〔出典：平成 31 年度 都市計画年報（平成 31 年 3 月 31 日）、
いわきの都市計画資料編（令和 2 年 5 月作成）〕

凡例

	行政区域		墓園		河川
	都市計画区域		汚物処理場		一団地の津波防災拠点市街地形成施設
	市街化区域		ごみ焼却場		公共下水道(処理場)
	都市計画道路		市場		一団地の住宅施設
	駅前広場		火葬場		学校
					防潮の施設

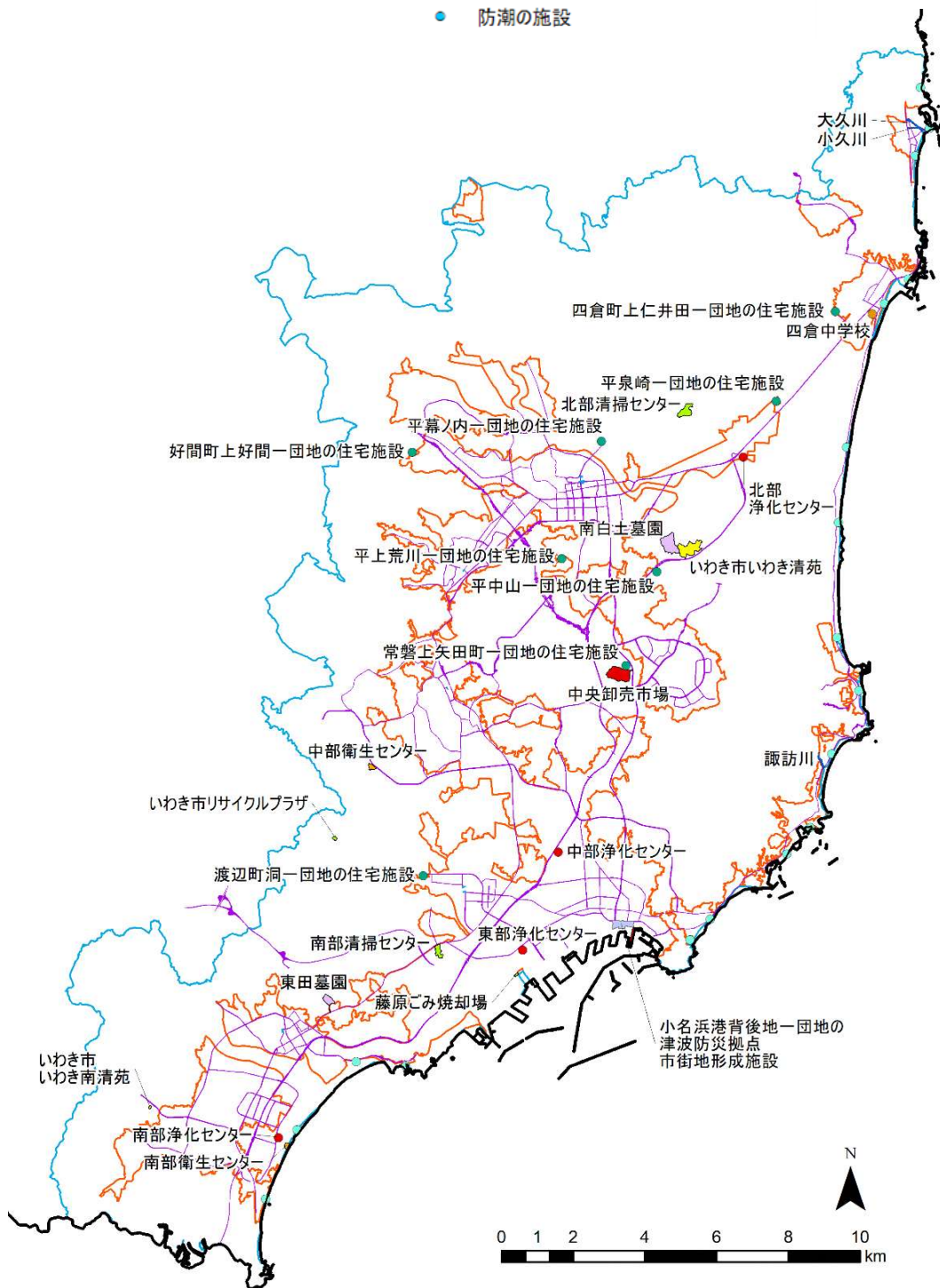


図 2-1-21 主な都市施設の位置図

⑤開発事業

土地区画整理事業は、令和２年４月までに１０９地区２,１４５.９haの整備が進められています。そのうち１０７地区２,０１２.３haが完了し、公共団体が実施する２地区１３３.６haが施工中となっています。平成９年度以降、施行済事業は３８地区４２６.４ha増加、施行中事業は８地区２０３.９ha減少しています。

新住宅市街地開発事業は、１地区５９.０haで実施されました。

地区計画等については、２８地区３８２.７haが都市計画決定されています。平成９年度以降、１３地区１９４.４ha増加しています。

表 2-1-24 土地区画整理事業の推移

施工区分		平成9年度		令和2年4月		増減数	
		地区数	施行面積	地区数	施行面積	地区数	施行面積
施行済	公共団体	27	901.4ha	36	1,113.5ha	9	212.1ha
	組合	25	438.2ha	29	545.1ha	4	106.9ha
	個人	17	246.3ha	42	353.7ha	25	107.4ha
	合計	69	1,585.9ha	107	2,012.3ha	38	426.4ha
施行中	公共団体	6	243.2ha	2	133.6ha	▲ 4	▲109.6ha
	組合	2	90.2ha	0	0.0ha	▲ 2	▲90.2ha
	個人	2	31.1ha	0	0.0ha	▲ 2	▲31.1ha
	合計	10	364.5ha	2	133.6ha	▲ 8	▲230.9ha

〔出典：いわき市緑の基本計画（平成１３年２月）、いわき市ホームページ〕

表 2-1-25 新住宅市街地開発事業の概要

番号	名称	施行主体	施行面積	計画人口	住区数	計画決定年月日
1	玉川台住宅団地	福島県	59.0ha	10.0千人	1	昭和40年6月9日

〔出典：平成３１年都市計画現況調査〕

表 2-1-26 地区計画の推移

	時 点		増減数
	平成9年度	令和元年9月	
地区数	16地区	29地区	13地区
面積	188.3ha	382.7ha	194.4ha

〔出典：いわき市緑の基本計画（平成１３年２月）、平成３１年都市計画現況調査、いわき市ホームページ〕

表 2-1-27 土地区画整理事業の概要

番号	名称	面積	番号	名称	面積
1	久之浜震災復興	28.3ha	56	いわきNT第二十一（一）	28.3ha
2	久之浜西部	14.8ha	57	いわきNT第二十一（二）	14.8ha
3	平駅前	9.8ha	58	いわきNT第二十九	9.8ha
4	平駅前第二	10.3ha	59	いわきNT第二十五	10.3ha
5	平塩	5.0ha	60	いわきNT第二十三	5.0ha
6	平下平窪	17.2ha	61	いわきNT第二十四	17.2ha
7	平下平窪第三	26.0ha	62	いわきNT第二十七	26.0ha
8	平下平窪第二	10.8ha	63	いわきNT第二十二	10.8ha
9	平沼ノ内	24.1ha	64	いわきNT第二十八	24.1ha
10	平新川北第一	14.3ha	65	いわきNT第二十六	14.3ha
11	平新川北第二（一）	19.0ha	66	いわきNT第八	19.0ha
12	平新川北第二（二）	7.1ha	67	いわきNT第六	7.1ha
13	平赤井	18.8ha	68	いわきNT飯野西	18.8ha
14	平戦災復興	51.9ha	69	いわきNT飯野東	51.9ha
15	平中神谷	4.4ha	70	いわきNT飯野南	4.4ha
16	平中平窪	12.1ha	71	いわきNT飯野北	12.1ha
17	平中平窪第二	6.9ha	72	常磐下船尾	6.9ha
18	平東部	59.5ha	73	常磐下湯長谷	59.5ha
19	平南部第一	26.5ha	74	常磐関船	26.5ha
20	平南部第三	18.8ha	75	常磐水野谷	18.8ha
21	平南部第二	39.0ha	76	常磐西郷	39.0ha
22	平北部	36.4ha	77	薄磯震災復興	36.4ha
23	四倉	23.8ha	78	豊間震災復興	23.8ha
24	内郷宮火災復興	4.0ha	79	蒲ヶ作	4.0ha
25	内郷新町前	8.1ha	80	鎌田	8.1ha
26	内郷東部第一	10.0ha	81	岩間震災復興	10.0ha
27	内郷東部第三	13.0ha	82	錦第一	13.0ha
28	内郷東部第二	77.7ha	83	佐糠第一	77.7ha
29	内郷内町	2.3ha	84	鹿島町久保	2.3ha
30	内郷白水	3.0ha	85	小浜震災復興	3.0ha
31	いわきNTセンター	17.3ha	86	小名浜岡小名	17.3ha
32	いわきNT吉野谷東	1.6ha	87	小名浜岡小名第二	1.6ha
33	いわきNT吉野谷北	2.0ha	88	小名浜港背後地	2.0ha
34	いわきNT神下	5.2ha	89	小名浜大原	5.2ha
35	いわきNT第一	46.8ha	90	小名浜第一	46.8ha
36	いわきNT第九	25.8ha	91	小名浜第二	25.8ha
37	いわきNT第五	7.3ha	92	植田根小屋	7.3ha
38	いわきNT第三	5.7ha	93	植田第一	5.7ha
39	いわきNT第三十	2.2ha	94	植田第二	2.2ha
40	いわきNT第三十一	6.0ha	95	植田東部	6.0ha
41	いわきNT第三十二	5.0ha	96	泉玉露	5.0ha
42	いわきNT第四	4.4ha	97	泉西部	4.4ha
43	いわきNT第七	10.5ha	98	泉第三	10.5ha
44	いわきNT第十	14.8ha	99	泉地区第一	14.8ha
45	いわきNT第十一	10.5ha	100	泉地区第二	10.5ha
46	いわきNT第十九	5.8ha	101	綴駅前	5.8ha
47	いわきNT第十五	11.0ha	102	湯本駅前	11.0ha
48	いわきNT第十三	14.2ha	103	勿来駅前	14.2ha
49	いわきNT第十四	6.1ha	104	勿来錦第一	6.1ha
50	いわきNT第十七	25.4ha	105	勿来江栗	25.4ha
51	いわきNT第十二	14.8ha	106	勿来鷺作	14.8ha
52	いわきNT第十八	10.1ha	107	勿来中岡	10.1ha
53	いわきNT第十六	6.2ha	108	勿来中迎	6.2ha
54	いわきNT第二	34.2ha	109	臨海工業	34.2ha
55	いわきNT第二十	6.0ha			

表 2-1-28 地区計画の概要

番号	名称	決定年月日 当初/変更	地区面積 (計画面積) (ha)	地区の概要
1	明治団地	昭和60年2月8日 平成29年3月28日	1.0 (1.0)	民間開発予定区域
2	内郷宮町	昭和60年2月8日 平成5年2月23日	0.7 (0.7)	民間開発予定区域
3	小名浜玉川	昭和60年2月8日 平成5年2月23日	0.5 (0.5)	民間開発予定区域
4	久之浜港	平成4年6月30日 平成29年3月28日	4.9 (4.9)	港湾・漁港整備予定区域
5	小名浜港	平成4年6月30日 平成29年3月28日	9.2 (9.2)	海洋性レクリエーション予定 区域
6	平吉野谷	平成4年6月30日 平成18年9月20日	2.1 (2.1)	民間開発予定区域
7	四倉町六丁目	平成4年9月11日 平成29年3月28日	1.5 (1.0)	海洋性リゾート施設予定区域
8	鹿島町米田	平成4年9月11日 平成29年3月28日	15.7 (11.0)	民間開発予定区域 (店舗用地開発)
9	錦町徳力	平成04年9月11日	3.2 (3.2)	民間開発予定区域 (店舗用地開発)
10	いわきニュータウン 3住区業務居住	平成6年7月11日 平成26年10月7日	18.5 (18.5)	業務居住拠点整備地域
11	小名浜岡小名	平成7年11月14日 平成8年5月31日	5.7 (5.7)	民間開発予定区域
12	平中神谷	平成8年5月31日 平成29年3月28日	37.4 (37.4)	新用途地域決定に伴う用途規 制型地区計画
13	好間町	平成8年5月31日 平成29年3月28日	2.7 (2.7)	新用途地域決定に伴う用途規 制型地区計画
14	小名浜林城	平成8年5月31日 平成29年3月28日	28.5 (28.5)	新用途地域決定に伴う用途規 制型地区計画
15	平上荒川	平成8年5月31日	22.6 (22.6)	新用途地域決定に伴う用途規 制型地区計画
16	鹿島町	平成8年5月31日	29.3 (29.3)	新用途地域決定に伴う用途規 制型地区計画
17	いわき四倉中核工業団地	平成13年4月10日 平成28年2月16日	127.5 (100.7)	工業団地整備予定地区
18	錦釈迦堂	平成13年4月10日	5.8 (5.8)	用途規制型地区計画
19	平上荒川住宅団地	平成27年8月14日 平成28年10月7日	2.3 (2.3)	民間開発予定区域
20	岩間	平成27年8月14日	33.4 (33.4)	エネルギー産業集積地区整備 予定地区
21	岩間町小原	平成28年3月25日	1.5 (1.5)	震災復興土地区画整理事業に 伴う用途規制型地区計画
22	平中山住宅団地	平成28年3月25日 平成29年3月28日	1.7 (1.7)	民間開発予定区域
23	四倉町上仁井田住宅団地	平成28年8月5日	1.0 (1.0)	民間開発予定区域
24	平幕ノ内住宅団地	平成29年6月6日	3.7 (3.7)	民間開発予定区域
25	渡辺町洞住宅団地	平成29年6月6日	3.9 (3.9)	民間開発予定区域
26	平泉崎住宅団地	平成29年7月28日	2.6 (2.6)	民間開発予定区域
27	常磐上矢田町住宅団地	平成29年7月28日	1.3 (1.3)	民間開発予定区域
28	好間町上好間住宅団地	平成29年10月17日	7.3 (7.3)	民間開発予定区域
29	いわき市アカイテクノパーク	令和元年9月27日	7.2 (7.2)	市街化区域編入に伴う用途規 制型地区計画

〔出典：平成31年都市計画現況調査、いわき市ホームページ〕

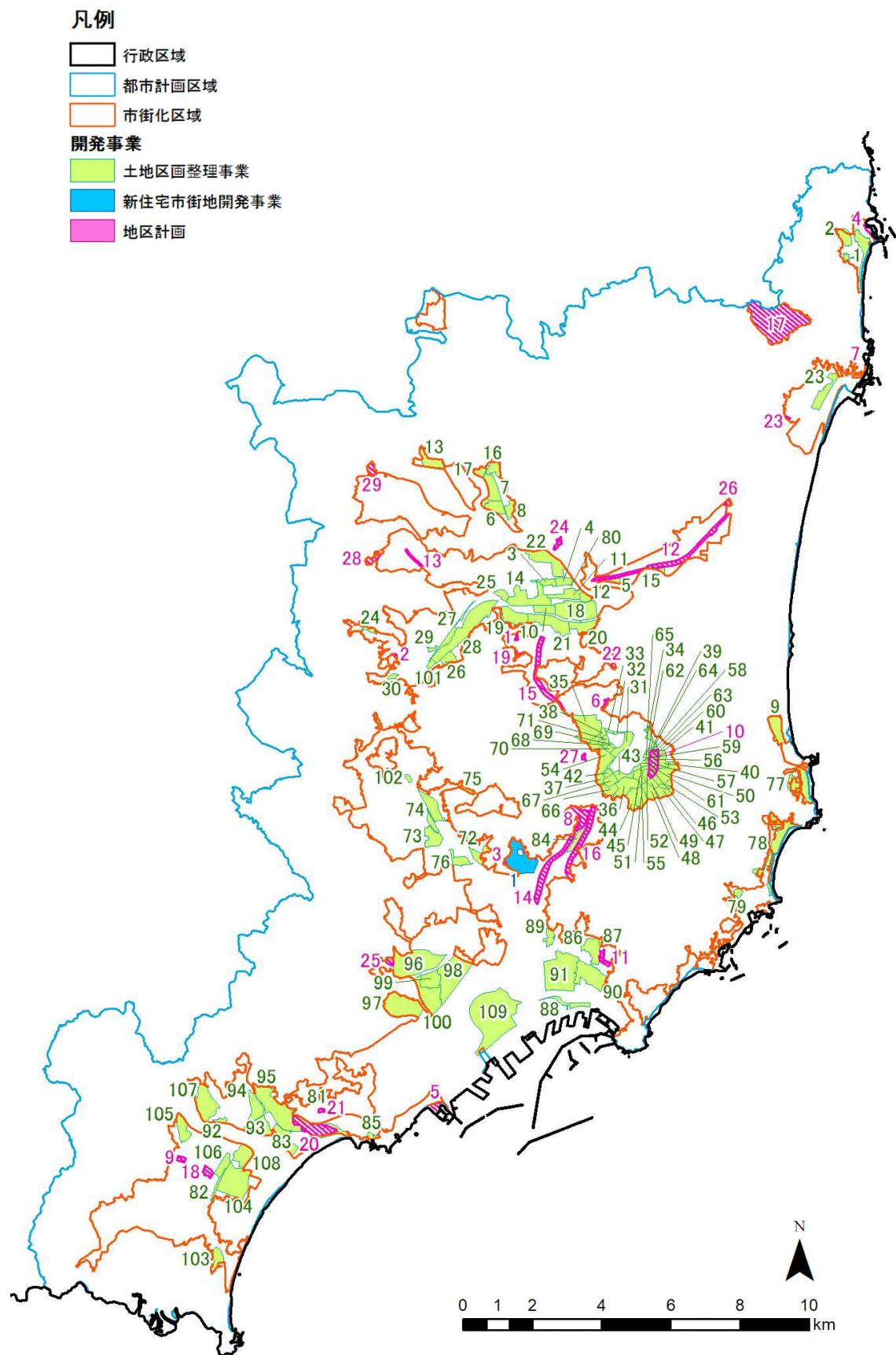


図 2-1-22 開発事業位置図

⑥産業概況調査

[1]就業者数

就業者数は、平成 27 年国勢調査によると 160,151 人となっており、平成 17 年から平成 22 年の 5 年間では減少したものの、その後の 5 年間で平成 17 年と同程度まで増加しています。産業分類別の構成としては、第一次産業 2.7%、第二次産業 32.1%、第三次産業 65.2%となっており、直近 10 年間で大きな変化はみられません。

表 2-1-29 産業分類別就業者数及び就業率の推移

年次	就業者	就業率	第一次		第二次		第三次	
			就業者	構成比	就業者	構成比	就業者	構成比
平成17年	160,757人	45.3%	6,681人	4.2%	51,435人	32.0%	101,642人	63.2%
平成22年	153,886人	46.4%	4,736人	3.2%	46,002人	31.2%	96,852人	65.6%
平成27年	160,151人	93.3%	4,044人	2.7%	48,912人	32.1%	99,301人	65.2%

〔出典：各年国勢調査〕

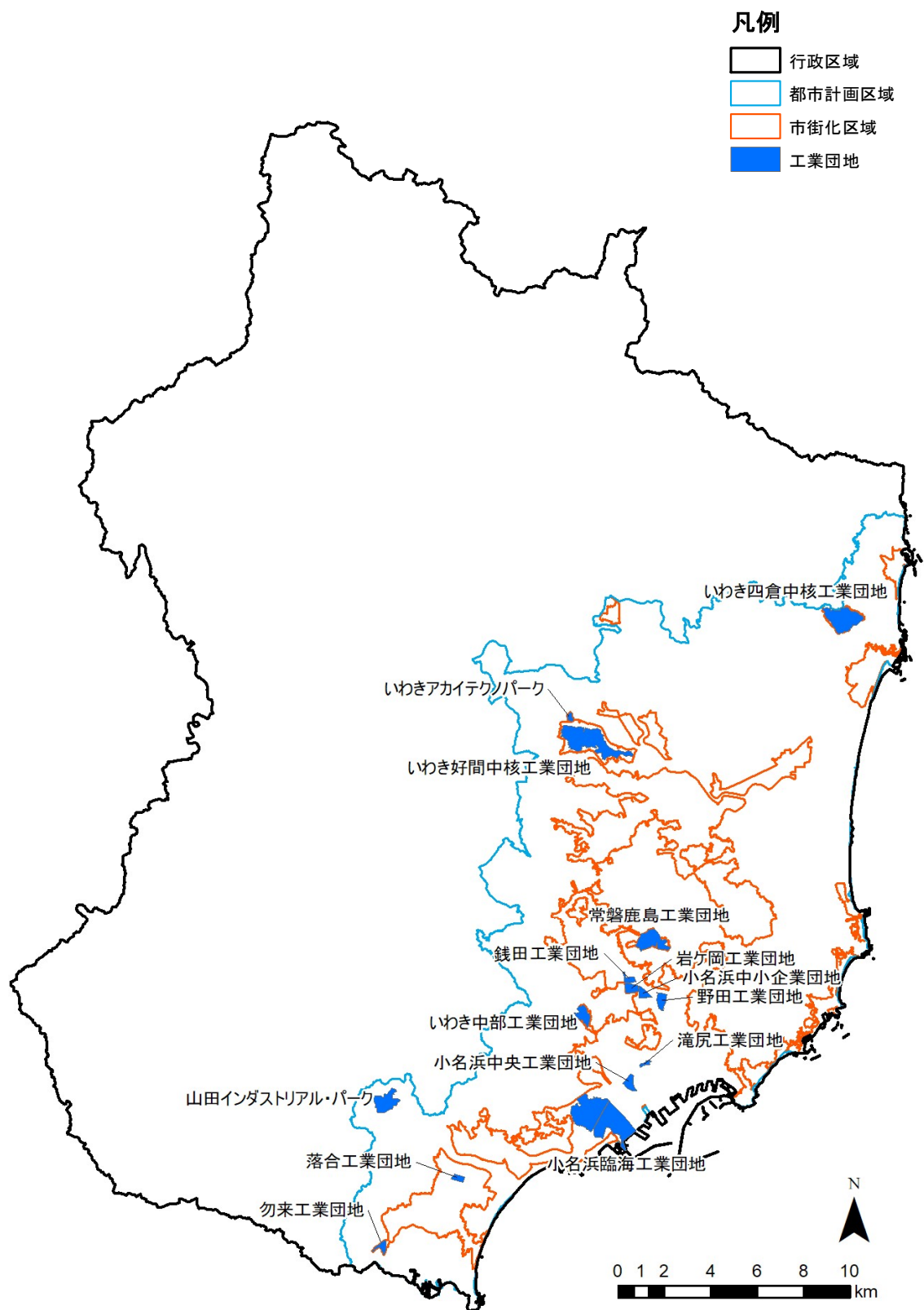
[2]工業団地

本市には 15 箇所、総面積 1,267.2ha の工業団地が整備されており、そのうち、いわき四倉中核工業団地が現在分譲中となっています。

表 2-1-30 工業団地の概要

番号	工業団地名	用途地域	所在地区	団地 総面積
1	小名浜臨海工業団地	工業専用地域	泉	386.5ha
2	いわき好間中核工業団地	工業専用地域	好間	324.1ha
3	常磐鹿島工業団地	工業専用地域	常磐	115.8ha
4	山田インダストリアル・パーク	市街化調整区域	勿来	143.0ha
5	小名浜中央工業団地	工業専用地域	泉	27.0ha
6	岩ヶ岡工業団地	工業専用地域	常磐	21.0ha
7	野田工業団地	工業専用地域	小名浜	18.3ha
8	小名浜中小企業団地	工業専用地域	小名浜	16.4ha
9	勿来工業団地	工業地域	勿来	10.9ha
10	落合工業団地	工業専用地域	常磐	12.0ha
11	滝尻工業団地	工業専用地域	泉	5.2ha
12	いわき中部工業団地	工業専用地域	泉	37.1ha
13	いわきアカイテクノパーク	市街化調整区域	平	9.6ha
14	銭田工業団地	工業専用地域	常磐	12.8ha
15	いわき四倉中核工業団地	工業地域	四倉	127.5ha
合計				1,267.2ha

〔出典：いわき市ホームページ〕



〔出典：国土数値情報（平成 21 年度）〕

図 2-1-23 工業団地位置図

⑦史跡・文化財

本市には、史跡 22 件（国指定 4 件、県指定 3 件、市指定 15 件）、史跡・名勝 1 件（県指定）、天然記念物 38 件（国指定 4 件、県指定 8 件、市指定 26 件）が指定されています。

現行計画策定以降、史跡 8 件（国指定 1 件、市指定 7 件）、天然記念物 5 件（市指定）が指定されています。

表 2-1-31 史跡文化財等件数の推移

種類	指定区分	件数		
		平成13年2月 現在	令和2年5月1日 現在	増減数
史跡	国	3件	4件	1件
	県	4件	3件	▲1件
	市	8件	15件	7件
	合計	15件	22件	7件
史跡・名勝	県	1件	1件	0件
	合計	1件	1件	0件
天然記念物	国	4件	4件	0件
	県	8件	8件	0件
	市	21件	26件	5件
	合計	33件	38件	5件

〔出典：いわき市緑の基本計画（平成 13 年 2 月）、いわき市の文化財〕

表 2-1-32 史跡文化財等の概要（史跡）

令和 2 年 5 月 1 日現在

番号	名称	指定種別
1	甲塚古墳	国指定
2	白水阿弥陀堂境域	国指定
3	中田横穴	国指定
4	根岸官衙遺跡群	国指定
5	金冠塚古墳	県指定
6	高久の古館	県指定
7	玉山古墳	県指定
8	西郷貝塚	市指定
9	住吉磨崖仏	市指定
10	八幡横穴	市指定
11	板石塔婆	市指定
12	鳥居家墓所	市指定
13	堀忠俊墓所	市指定
14	城西寺跡	市指定
15	高月館跡	市指定
16	磐城平城跡塗師櫓石垣	市指定
17	上遠野城跡	市指定
18	腰巻横穴墓群 A 18号横穴墓	市指定
19	久保磨崖仏	市指定
20	岩城家墓所	市指定
21	大館城跡	市指定
22	三坂城跡	市指定

〔出典：いわき市の文化財〕

表 2-1-33 史跡文化財等の概要（史跡・名勝）

令和 2 年 5 月 1 日現在

番号	名称	指定種別
1	専称寺境域	県指定

〔出典：いわき市の文化財〕

表 2-1-34 史跡文化財等の概要（天然記念物）

令和 2 年 5 月 1 日現在

番号	名称	指定種別
1	中釜戸のシダレモミジ	国指定
2	賢沼ウナギ生息地	国指定
3	照島ウ生息地	国指定
4	沢尻の大ヒノキ(サワラ)	国指定
5	上平窪のシイノキ群	県指定
6	石森のカリン	県指定
7	小浜のコシダ・ウラジロ自生地	県指定
8	上三坂のシダレグリ自生地	県指定
9	波立海岸の樹叢	県指定
10	八坂神社の二本杉	県指定
11	いわき市入間沢産カカリユとノギリエイ化石	県指定
12	いわき市上高久産ステゴロフオドン象の下顎骨化石	県指定
13	白水阿弥陀堂の大イチョウ	市指定
14	高倉山古生層	市指定
15	佐麻久峯神社社叢の暖地植生	市指定
16	御斎所山熊野神社社叢	市指定
17	長宗寺のタラヨウ	市指定
18	上平のナギ	市指定
19	石森山海底火山岩塊	市指定
20	大平熊野神社のムクロジ・サカキ群	市指定
21	差塩湿原	市指定
22	江名のタブ林	市指定
23	南沢化石産出地	市指定
24	東松院のモミ群	市指定
25	三森溪谷のアカヤシオ自生地	市指定
26	内倉湿原	市指定
27	藤原のヤマナシ	市指定
28	アンモナイトセンター内化石包蔵地	市指定
29	大國魂神社社叢	市指定
30	観音寺跡のスタシイ	市指定
31	諏訪神社のシダレザクラ	市指定
32	八幡神社のスタシイ	市指定
33	下桶売の種まきザクラ	市指定
34	常福寺の龍燈杉	市指定
35	大久川産クビナガリュウ化石	市指定
36	下三坂の種まきザクラ	市指定
37	本行寺のオハツキイチョウ	市指定
38	井戸沢断層（塩ノ平断層）	市指定

〔出典：いわき市の文化財〕

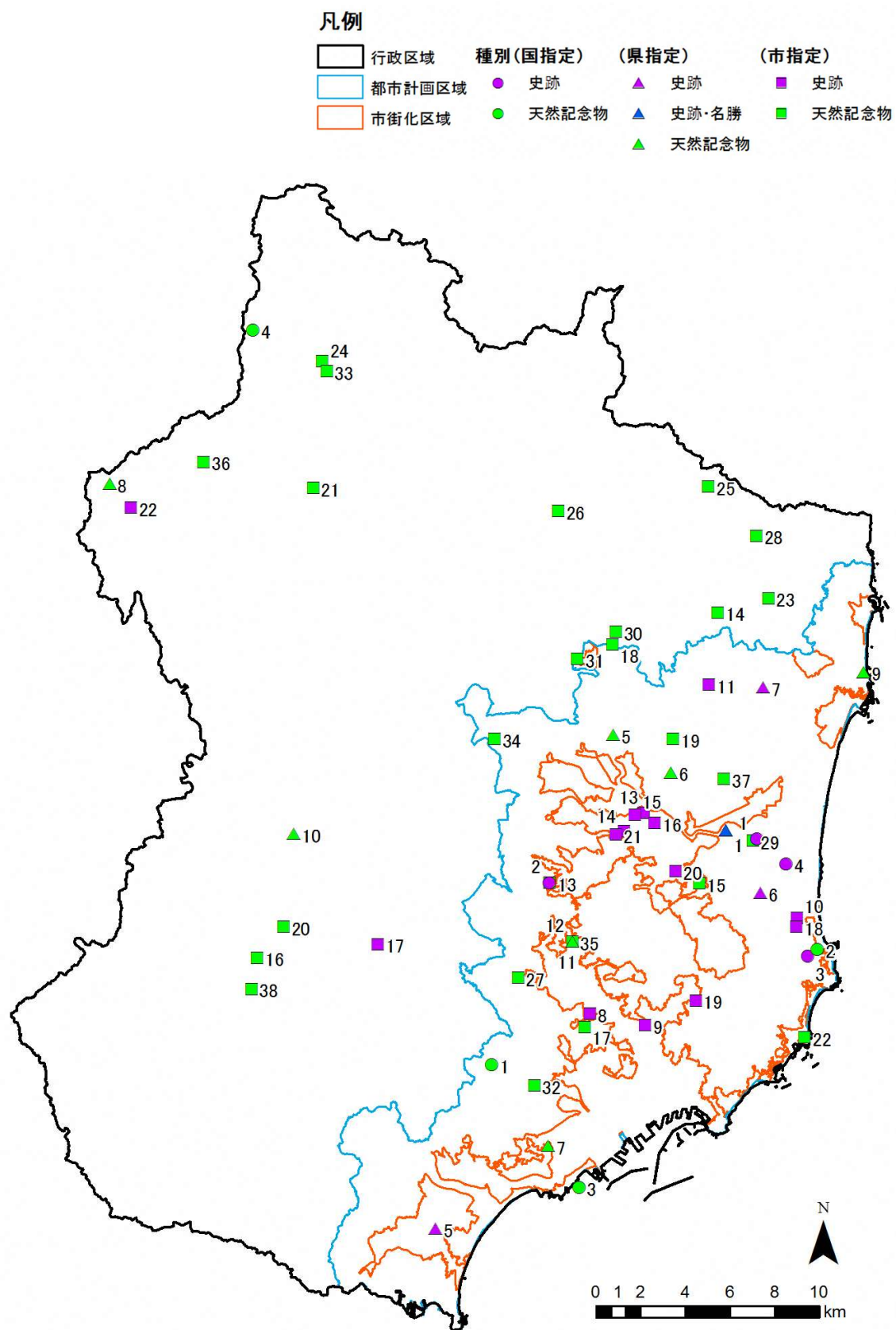


図 2-1-24 史跡文化財等の位置図

⑧公園・緑地に関する市民活動

市民主体の活動団体として、公園愛護会があります。公園愛護会とは、公園の美化と健全利用の促進を図ることを目的として、自治会、老人会、子供会等の地域の方々と結成されたボランティア団体です。

令和 2 年時点では、都市公園は全 275 箇所設置され、そのうち 228 箇所（約 83%）で公園愛護会が結成されています。また、都市公園法によらないその他の児童公園等は全 285 箇所設置され、そのうち 115 箇所（約 40%）に公園愛護会が結成されています。

⑨レクリエーション施設

本市の主なレクリエーション施設としては、豊かな自然資源を活用した施設と公共施設として整備されたスポーツ施設に概ね二分されます。

自然資源を活用した施設としては、キャンプ場 5 箇所、ハイキングコース 7 箇所、海水浴場 4 箇所があります。

スポーツ施設には屋内施設と屋外施設があり、屋内施設には総合体育館等 11 箇所、屋外施設には平市民運動場等の市民運動場 17 箇所のほか、野球場や球技場が各地区に整備されています。

現行計画策定以降、キャンプ場は公共・民間とも 2 施設減少、海水浴場には、薄磯や勿来等東日本大震災以降閉鎖中の施設が多数あります。球技場は公共 3 施設、民間 5 施設が減少しています。体育館と市民運動場は、合わせて 9 施設の公共施設が整備されました。

表 2-1-35 主なレクリエーション施設数の推移

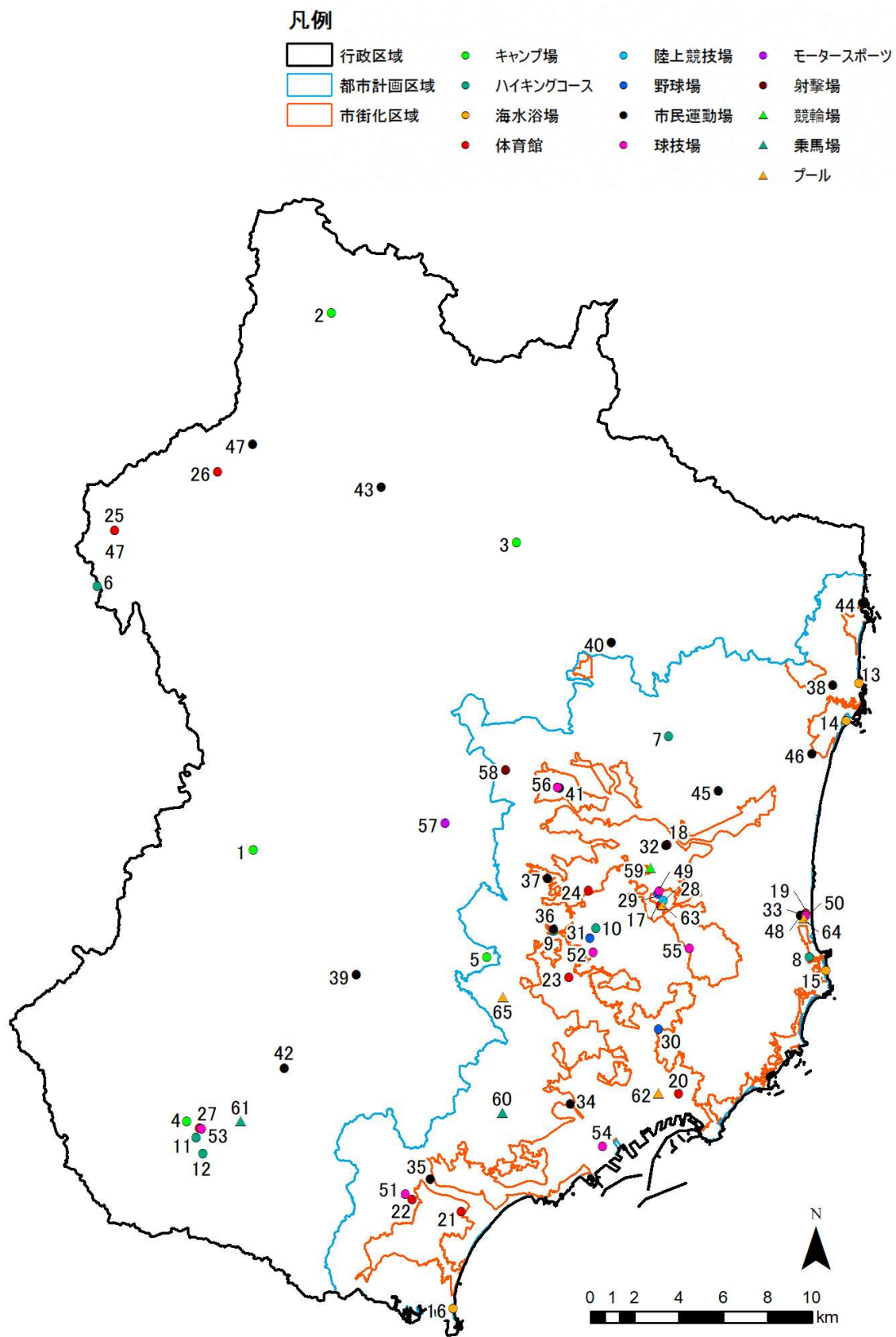
区分	平成13年2月現在		現況		増減数	
	公共	民間	公共	民間	公共	民間
キャンプ場	7	2	5	0	▲ 2	▲ 2
ハイキングコース	6	0	7	0	1	0
オリエンテーリング	2	0	0	0	▲ 2	0
海水浴場	10		4		▲ 6	
体育館	7	0	11	0	4	0
陸上競技場	1	0	1	0	0	0
野球場	3	0	3	0	0	0
市民運動場	12	0	17	0	5	0
球技場	9	7	6	2	▲ 3	▲ 5
モータースポーツ	0	2	0	1	0	▲ 1
射撃場	0	1	0	1	0	0
競輪場	1	0	1	0	0	0
乗馬場	0	1	0	2	0	1
プール	4	1	3	1	▲ 1	0
合計	76		65		▲ 11	

〔出典：いわき市緑の基本計画（平成 13 年 2 月）、いわき市ホームページ等〕

表 2-1-36 主なレクリエーション施設の概要

番号	区分	施設名称	番号	区分	施設名称
1	キャンプ場	遠野オートキャンプ場	32	市民運動場	平市民運動場
2		いわきの里鬼ヶ城	33		新舞子多目的運動場
3		夏井川溪谷キャンプ場	34		小名浜市民運動場
4		田人ふれあいの里キャンプ場	35		勿来市民運動場
5		湯の岳山荘	36		常磐市民運動場
6	ハイキングコース	芝山遊歩道	37		内郷市民運動場
7		石森山遊歩道	38		四倉市民運動場
8		沼ノ内遊歩道	39		遠野市民運動場
9		ときわ台遊歩道	40		小川市民運動場
10		いわき健康とゆとりの森遊歩道	41		好間多目的広場
11		旅人遊歩道ぶらりんどう	42		田人市民運動場
12	海水浴場	四時川溪谷遊歩道	43		川前市民運動場
13		久之浜・波立海水浴場	44		久之浜市民運動場
14		四倉海水浴場	45		北部運動場
15		薄磯海水浴場	46		仁井田運動場
16	体育館	勿来海水浴場	47		下三坂運動広場
17		総合体育館	48		新舞子フットボール場
18		平体育館	49	球技場	平テニスコート
19		新舞子体育館	50		新舞子テニスコート
20		小名浜武道館	51		南部テニスコート
21		勿来体育館	52		ファミリースポーツガーデン
22		南部アリーナ	53		田人おふくろの宿テニスコート
23		関船体育館	54		小名浜港運動施設
24		内郷コミュニティセンター	55		いわきニュータウンウテニス倶楽部
25		上三坂体育館	56		いわき中央テニスコート
26		下三坂体育館	57	モータースポーツ	モトスポーツランドしどき
27		田人おふくろの宿屋内運動場	58	射撃場	いわき総合射撃場
28	陸上競技場	いわき陸上競技場	59	競輪場	いわき市平競輪場
29	野球場	平野球場	60	乗馬場	ヘレナ国際乗馬倶楽部
30		小名浜野球場	61		ホースクラブ田人
31		いわきグリーンスタジアム	62	プール	小名浜市民プール
			63		いわき市民プール
			64		新舞子ヘルスポール
			65		スパリゾートハワイアンズ

〔出典：いわき市ホームページ等〕



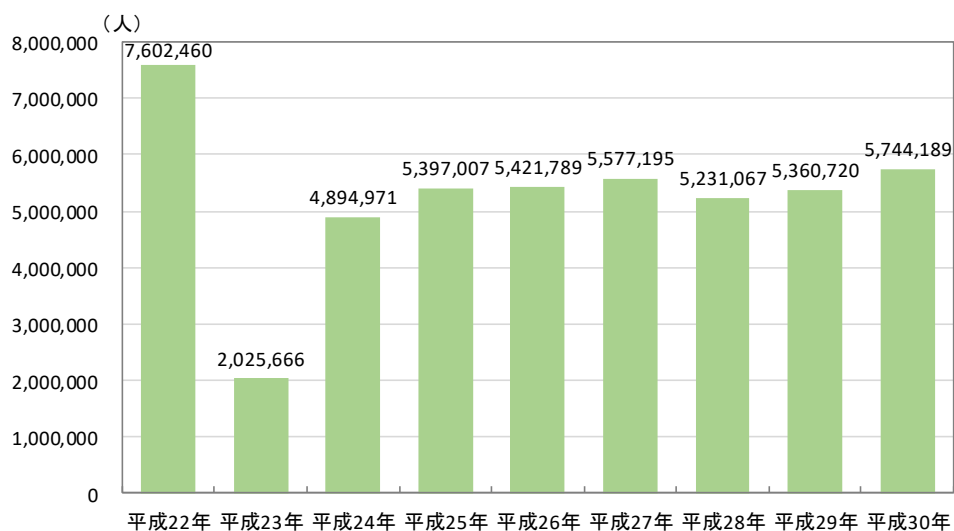
〔出典：いわき市ホームページ等〕

図 2-1-25 主なレクリエーション施設の位置図

＜観光入込状況＞

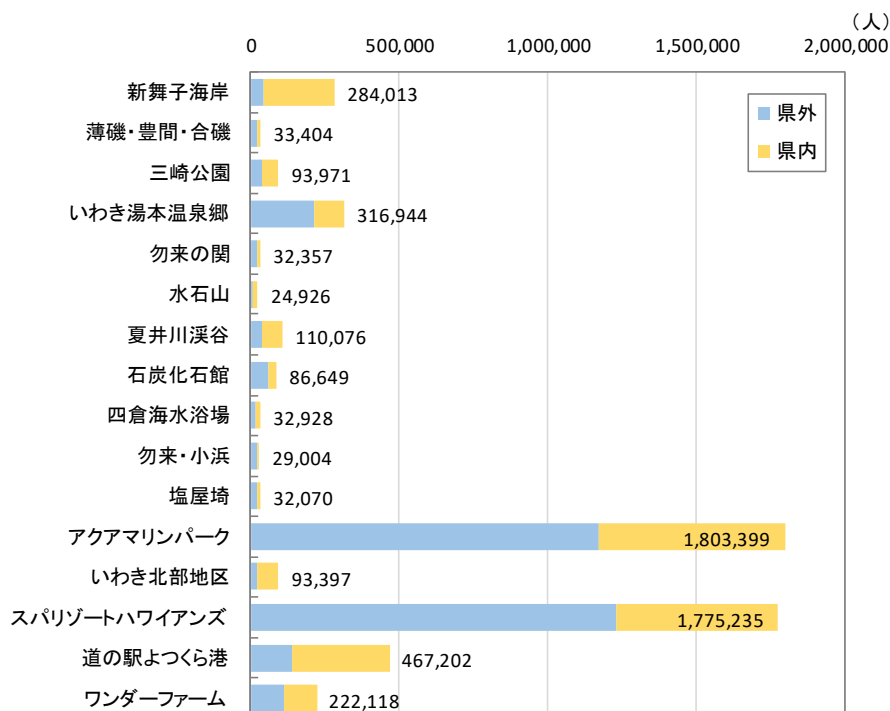
平成 30 年の観光客入込数は、5,744,189 人となっています。平成 23 年には、東日本大震災の影響により平成 22 年の 7,602,460 人から大幅に減少したものの、翌年には平成 22 年比で約 6 割に回復しました。平成 25 年に増加傾向がみられましたが、横ばいで推移しており、震災以前の水準には回復していません。

観光地別入込数では、スパリゾートハワイアンズとアクアマリンパークが、福島県外・県内ともに突出しています。その他には、道の駅よつくら港と新舞子海岸は福島県内、いわき湯本温泉郷は福島県外の入込数が多くなっています。



〔出典：いわき市統計書（令和元年版）〕

図 2-1-26 観光客入込数の推移



〔出典：いわき市統計書（令和元年版）〕

図 2-1-27 観光地別入込数（平成 30 年）

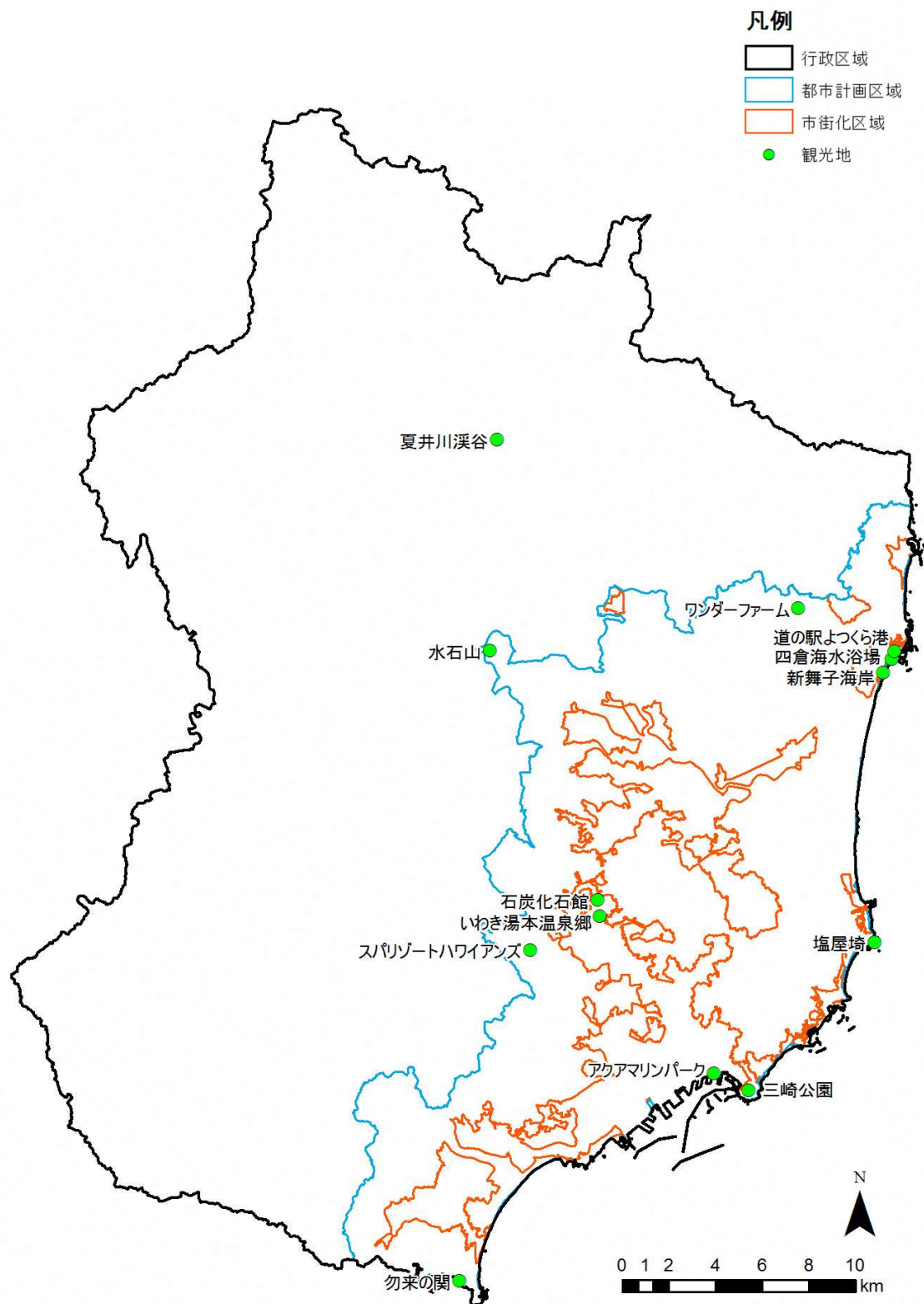


図 2-1-28 主な観光地の位置図

⑩景観形成重点地区

景観形成重点地区とは、「いわき市の景観を守り育て創造する条例」に基づき、景観形成を図る上で重要な地区として市長に指定された地区です。

本市では、これまで景観形成重点地区を「月見町新川町通り」、「小名浜花畑地区」、「久之浜はまかぜロード」の3地区を指定しており、平成29年12月11日に、小名浜花畑地区の名称及び区域を変更（延長）し、「小名浜地区景観形成重点地区」を新たに指定しています。

表 2-1-37 景観形成重点地区指定状況

番号	名称	規模	位置	備考
1	月見町新川町通り 景観形成重点地区	約650m	平字新川町、字月見町、 字三倉、字新田前及び字 倉前の各一部	
2	小名浜地区 景観形成重点地区	約1,400m	小名浜花畑町、字蛭川 南、寺廻町、西町、字本 町、字竹町、字船引場、 字定西及び字辰巳町の各 一部	平成29年12月11日指定 小名浜花畑地区景観形成重点 地区（H19.9.14指定）の名 称・区域変更
3	久之浜はまかぜロード 景観形成重点地区	約2.6ha	久之浜町久之浜字町後、 字沢目、字北町、字東 町、字南荒蒔及び字北荒 蒔の各一部	平成28年3月25日指定

〔出典：いわき市ホームページ〕

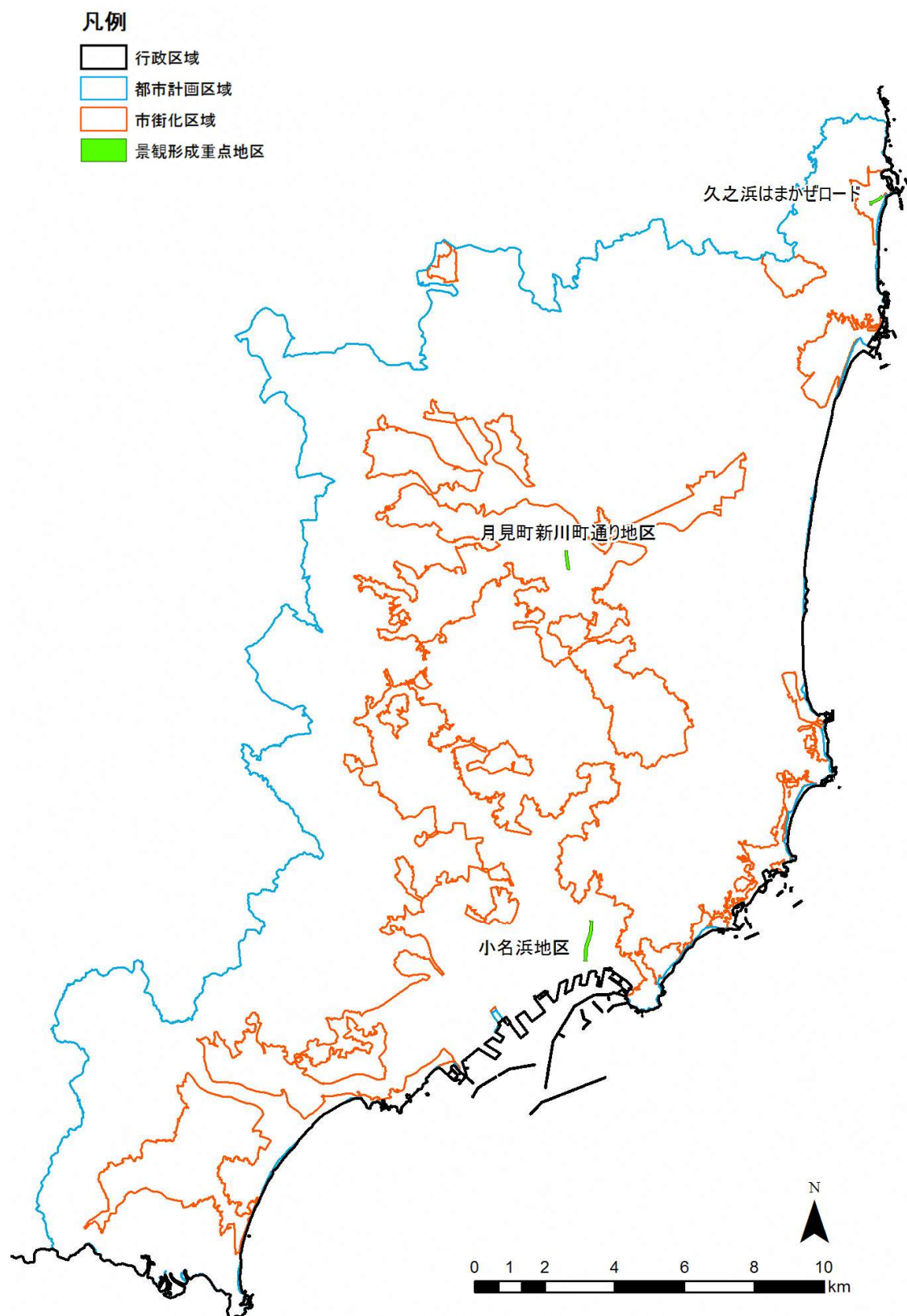


図 2-1-29 景観形成重点地区の位置図

⑪防災

[1]防災緑地

防災緑地とは、津波による浸水被害の軽減や避難時間の確保等の防災機能強化、津波により失われた海外景観の再生のほか、平常時には自然とのふれあいの場としての利活用が期待されています。

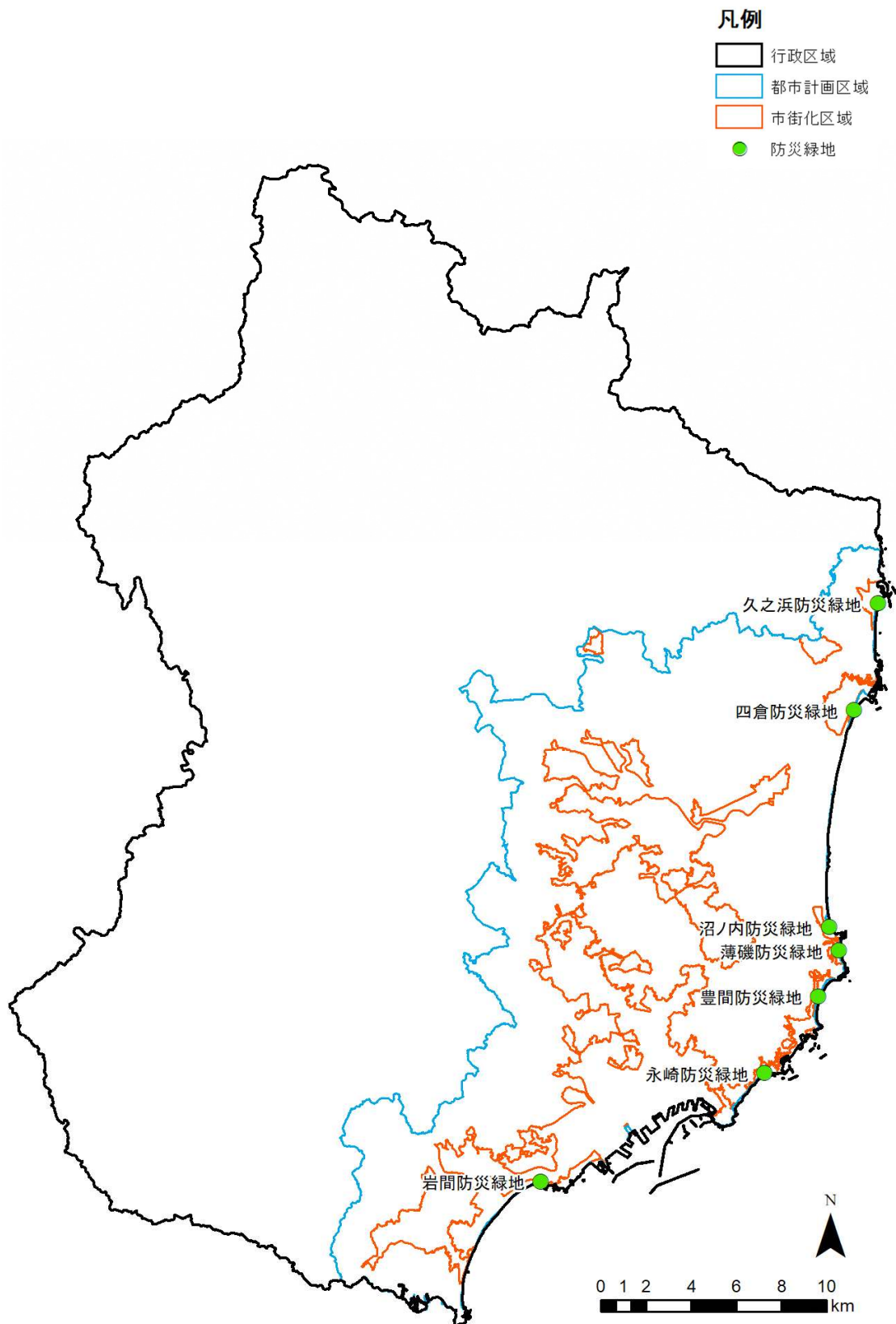
福島県では、東日本大震災による津波被害を受け、従来の津波対策から複数の手法を組み合わせた多重防御による総合的な防災力の高いまちづくりを目指し、浜通り地方の沿岸部 10 地区で防災緑地を整備しています。

本市では、令和元年度までに 7 地区の整備が完了しました。

表 2-1-38 防災緑地の概要

番号	緑地名	面積
1	久之浜防災緑地	11.2ha
2	四倉防災緑地	4.9ha
3	沼ノ内防災緑地	1.5ha
4	薄磯防災緑地	4.7ha
5	豊間防災緑地	13.6ha
6	永崎防災緑地	2.2ha
7	岩間防災緑地	3.9ha

〔出典：津波被災地における復旧・復興事業の完了見通し（いわき市）令和 2 年 3 月末予定〕



〔出典：津波被災地における復旧・復興事業の完了見通し（いわき市）令和2年3月末予定〕

図 2-1-30 防災緑地の位置図

[2]避難所等

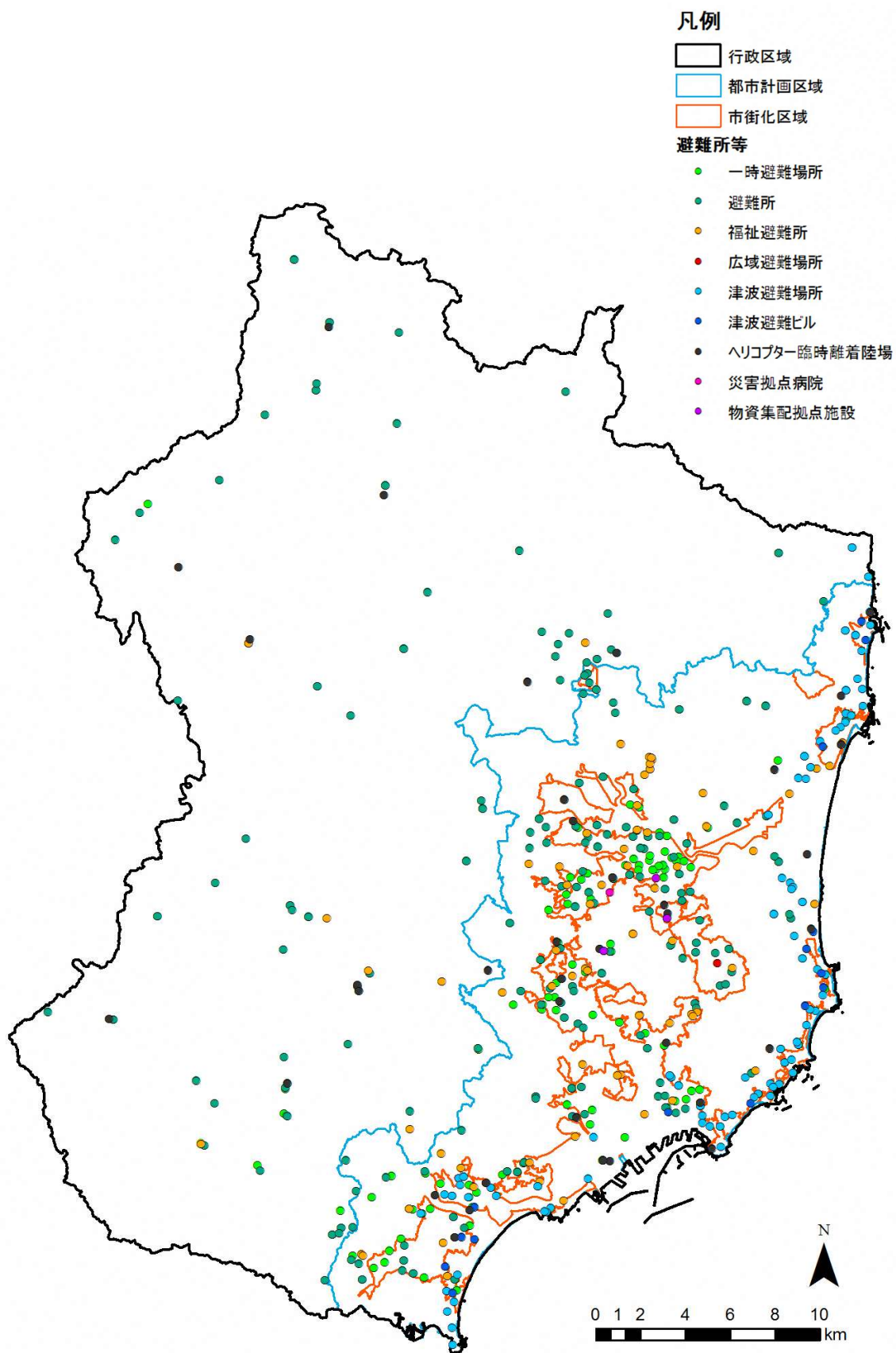
本市の地域防災計画に指定されている避難所は、一時避難場所（校庭、公園等）182箇所、避難所（学校、公民館等）206箇所、福祉避難所（養護学校、福祉施設等）75箇所、広域避難場所（公園）2箇所、津波避難場所（校庭、寺社等）83箇所、津波避難ビル（市営住宅等）16箇所となっています。

また、防災拠点施設としては、ヘリコプター臨時離着陸場 37箇所、災害拠点病院 1箇所、物資集配拠点施設 3箇所があります。

表 2-1-39 避難所等の概要

種別	箇所数
一時避難場所	182
避難所	206
福祉避難所	75
広域避難場所	2
津波避難場所	83
津波避難ビル	16
ヘリコプター臨時離着陸場	37
災害拠点病院	1
物資集配拠点施設	3

〔出典：いわき市地域防災計画、福島県地域防災計画、第七次福島県医療計画〕



〔出典：いわき市地域防災計画、福島県地域防災計画、第七次福島県医療計画〕

図 2-1-31 指定避難所等分布状況の位置図

[3]緊急輸送道路

本市域内を走る道路のうち緊急輸送道路に指定されている路線は、第 1 次緊急輸送道路 8 路線、第 2 次緊急輸送道路 22 路線、第 3 次緊急輸送道路 25 路線となっています。

表 2-1-40 緊急輸送道路の概要

区分	道路種別	路線数
第 1 次緊急輸送道路	高速自動車道	3
	国道	3
	主要地方道	1
	その他道路	1
		8
第 2 次緊急輸送道路	国道	2
	主要地方道	6
	一般県道	1
	市道	12
	その他道路	1
		22
第 3 次緊急輸送道路	主要地方道	4
	一般県道	2
	市道	19
		25
合計		55

※各区分に重複する路線を含む。

〔出典：国土数値情報（平成 27 年度）〕

[4]自然災害ハザードエリア

本市における「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域については 1,174 箇所が指定されており、地区別には小名浜地区の 168 箇所が最も多く、次いで三和地区 149 箇所、平地区 148 箇所となっています。

表 2-1-41 地区別土砂災害警戒区域指定箇所数

令和元年 12 月 20 日現在

地区名	指定箇所数
平	148
小名浜	168
勿来	101
常磐	98
内郷	94
四倉	37
遠野	109
小川	49
好間	32
三和	149
田人	115
川前	43
久之浜・大久	31
合計	1,174

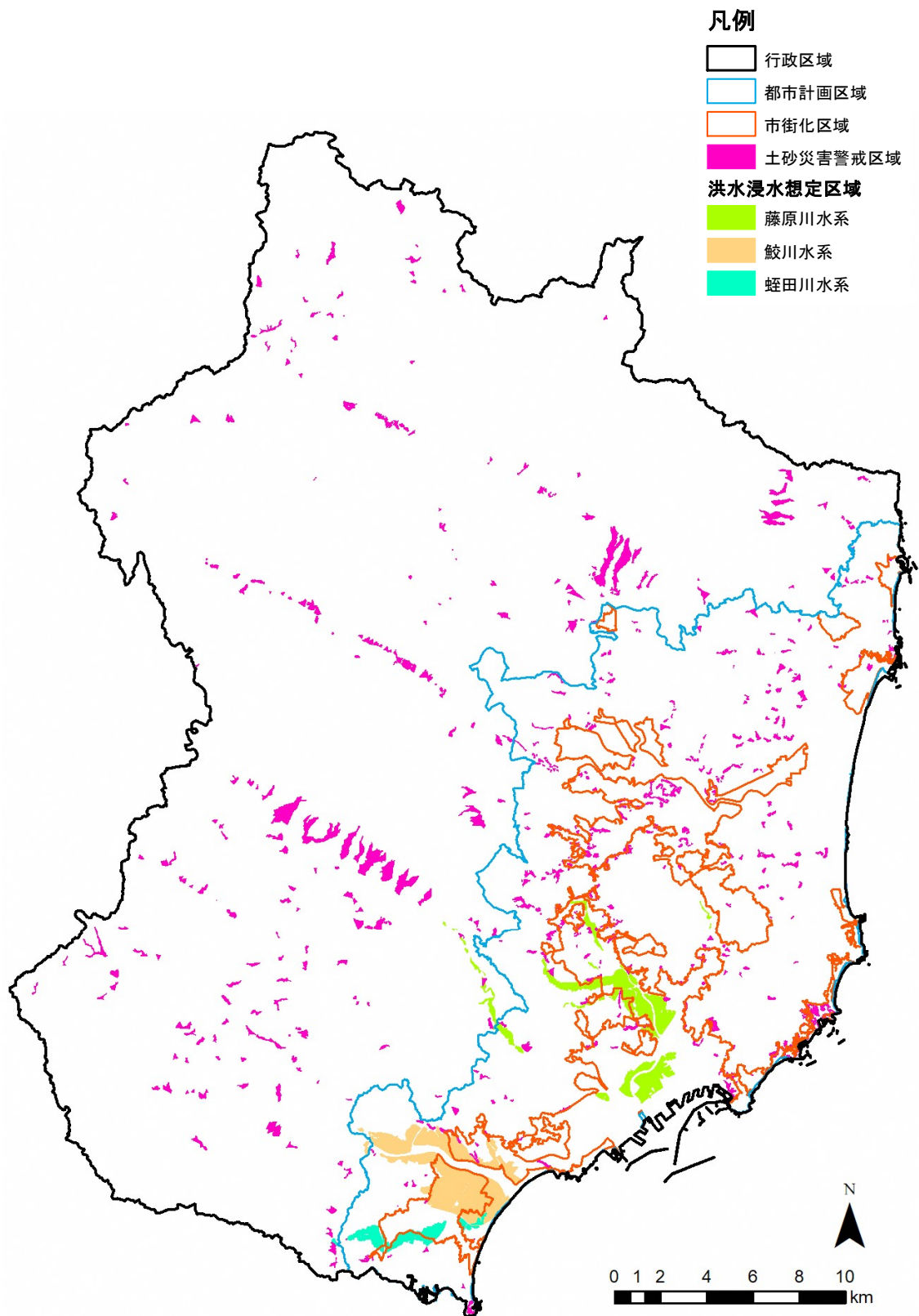
〔出典：いわき市ホームページ〕

本市における「水防法」に基づく洪水浸水想定区域は、藤原川水系が約 729.1ha、鮫川水系が約 1,077.7ha、蛭田川水系が約 218.9ha となっています。

表 2-1-42 洪水浸水想定区域面積

市域面積	水系別区域面積		
	藤原川水系	鮫川水系	蛭田川水系
123,202ha	729.1ha	1,077.7ha	218.9ha

〔出典：国土数値情報（洪水浸水想定区域 平成 24 年度）より計測〕



〔出典：国土数値情報（土砂災害警戒区域 平成 30 年度、洪水浸水想定区域 平成 24 年度）〕

図 2-1-33 自然災害ハザードエリアの位置図

（４）市民意向調査

１）調査の目的・手法概要

①調査目的

みどりに関する市民の利用状況や要望等を把握するため、アンケート調査を行いました。

②調査概要

市民意向調査の概要は、以下の通りです。

- 調査対象：20 歳以上の市民
- 調査期間：令和 2 年 2～3 月
- 配布票数：2,000 票
- 回収票数：760 票（回収率 38％）

③調査項目

調査項目は次の通りです。

表 2-1-43 調査項目一覧

調査項目	内 容
基本属性	・性別 ・年齢 ・居住地
「みどり」について	・連想する場所、風景 ・多く見られるところ ・量の変化 ・守り増やしたいみどり ・守り残したいみどり
「公園・緑地」について	・利用目的、頻度 ・満足度 ・公園整備の方向性 ・望まれる機能 ・清掃活動等の実施方法
「公園・緑地」との関わりについて	・関わりの有無 ・関わりを持つためのきっかけ ・望まれるサポート
公園・緑地行政の施策等について	・知っている市の取り組み

④回答者の属性

性別について、平成 27 年の国勢調査（市内の 20 歳以上総人口）と市民意向調査回答者の属性を比較すると、市民意向調査の回答者は女性が多くなっています。

表 2-1-44 回答者の性別比較

	市民意向調査		平成27年国勢調査		割合差 (%)
	回答数	割合(%)	人数	割合(%)	
男性	333	44	139,806	49	▲ 5
女性	419	56	147,304	51	5
合計	752	100	287,110	100	
無回答	8				

注：国勢調査は、20歳以上の男女別の人数（不詳除く）を集計

年代について、平成 27 年の国勢調査（市内の 20 歳以上総人口）と市民意向調査回答者の属性を比較すると、20～40 代が少なく、50～70 代が多くなっています。

表 2-1-45 回答者の年代比較

	市民意向調査		平成27年国勢調査		割合差 (%)
	回答数	割合(%)	人数	割合(%)	
20代	51	7	29,381	10	▲ 3
30代	90	12	39,148	14	▲ 2
40代	91	12	46,039	16	▲ 4
50代	129	17	46,689	16	1
60代	163	22	54,707	19	3
70代	148	20	39,960	14	6
80代以上	82	11	31,186	11	0
合計	754	101	287,110	100	
無回答	6				

注：国勢調査は、20歳以上の年齢別の人数（不詳除く）を集計

居住地について、現住人口調査結果表（令和 2 年 4 月 1 日現在の市内総人口）と市民意向調査回答者の属性を比較すると、地区別の割合に大きな差はみられません。

表 2-1-46 回答者の地区比較

地区名区分		市民意向調査		人口調査結果表		割合差 (%)
アンケート	令和2年4月1日現在現住人口調査結果表	回答数	割合(%)	人数	割合(%)	
平・いわきニュータウン・小川・川前	平・小川・川前	241	32	105,572	31	1
小名浜・泉・江名	小名浜	191	25	83,114	25	0
勿来・田人	勿来・田人	114	15	49,492	15	0
常磐・遠野	常磐・遠野	77	10	38,730	11	▲ 1
内郷・好間・三和	内郷・好間・三和	95	13	42,101	12	1
四倉・久之浜・大久	四倉・久之浜・大久	35	5	18,756	6	▲ 1
合計		753	100	337,765	100	
無回答		7				

2) 調査の回答結果概要

設問の回答をまとめると次のようになります。(無回答を除いた上位回答 4 位まで)

①「みどり」について

設問	回答	備考
連想する場所風景	・公園、緑地(90%) ・山林、丘陵地(68%) ・田畑などの農地(51%) ・神社、寺院(36%)	注
多く見られるところ	・公園、緑地(81%) ・山林、丘陵地(65%) ・田畑などの農地(44%) ・神社、寺院(32%)	注
量の変化	・あまり変化が無い(38%) ・やや減った(24%) ・減った(22%) ・やや増えた(7%)	
守り増やしたいみどり	・公園、緑地(74%) ・山林、丘陵地(34%) ・河川などの水辺(31%) ・公共施設(学校、病院等)、道路(街路樹など)(29%)	注
守り残したいみどり	・21 世紀の森公園(65%) ・三崎公園(54%) ・いわき公園(49%) ・松ヶ岡公園(35%)	注

注：複数回答の設問の場合、回答率は 100%を超えます

②「公園・緑地」について

設問	回答	備考
利用目的	・憩い、散策(78%) ・自然観察(44%) ・遊び(41%) ・運動(38%)	注
利用頻度	・ほぼ利用していない(44%) ・月に数回程度(36%) ・週に数回程度(9%) ・ほぼ毎日(3%)	
満足度(数)	・普通(52%) ・やや低い(13%) ・やや高い(11%) ・低い(8%)	
満足度(施設の充実度)	・普通(43%) ・やや低い(24%) ・低い(11%) ・やや高い(8%)	
満足度(管理状況)	・普通(41%) ・やや低い(22%) ・低い(13%) ・やや高い(10%)	
公園整備の方向性	・数は十分であると思うが、老朽化している既存公園はリニューアルした方が良い(59%) ・現状で問題はない(8%) ・少ないと思うので、もっと整備したほうが良い(8%) ・多いと思うので、統廃合などにより減らした方が良い(4%)	
望まれる機能	・自然に親しめる場(70%) ・憩いや安らぎが得られる場(65%) ・災害時には防災拠点となる場(38%) ・運動、健康づくりの場(34%)	注

注：複数回答の設問の場合、回答率は 100%を超えます

設問	回答	備考
清掃活動等の実施方法	・これまで通り、大規模な公園は市、小規模な公園は地域住民が実施する(32%) ・規模に関わらず、市が実施する(25%) ・大規模な公園は市、小規模な公園は民間企業等を含む様々な団体が実施する(23%) ・大規模な公園は民間企業等を含む様々な団体、小規模な公園は地域住民が実施する(8%)	

注：複数回答の設問の場合、回答率は100%を超えます

③「公園・緑地」との関わりについて

設問	回答	備考
関わりの有無	・ほとんど参加していない(60%) ・時々、参加している(24%) ・積極的に参加している(14%)	
関わりを持つためのきっかけ	・時間があれば関わっていけると思う(32%) ・機会や場所があれば関わっていけると思う(28%) ・公園・緑地の管理者がやるべきであると思う(16%) ・報酬が得られれば関わっていけると思う(6%)	
望まれるサポート	・緑化・管理活動などで必要となる消耗品(軍手、ゴミ袋等)の提供や活動費の助成(37%) ・緑化・管理活動などで必要となる道具(草刈り機等)の貸出や活動場所の提供(34%) ・緑化・管理活動に関する助言・指導を行う緑の専門家の派遣(26%) ・園芸などの緑化活動や清掃、除草などの管理活動に関する勉強会や講習会の開催(26%)	注

注：複数回答の設問の場合、回答率は100%を超えます

④公園緑地行政の施策等について

設問	回答	備考
知っている市の取り組み	・都市緑化まつり(21世紀の森公園)(35%) ・どの取り組みも知らなかった(34%) ・生垣設置奨励補助金(25%) ・保存樹木、保存樹林(17%)	注

注：複数回答の設問の場合、回答率は100%を超えます